

(素案)

第三次

市川市地球温暖化対策 実行計画 (区域施策編)

2025 年
(令和 7)

2030 年
(令和 12)

令和 7 年 3 月

第 1 章 計画策定の背景等

1-1 地球温暖化のメカニズムと現状

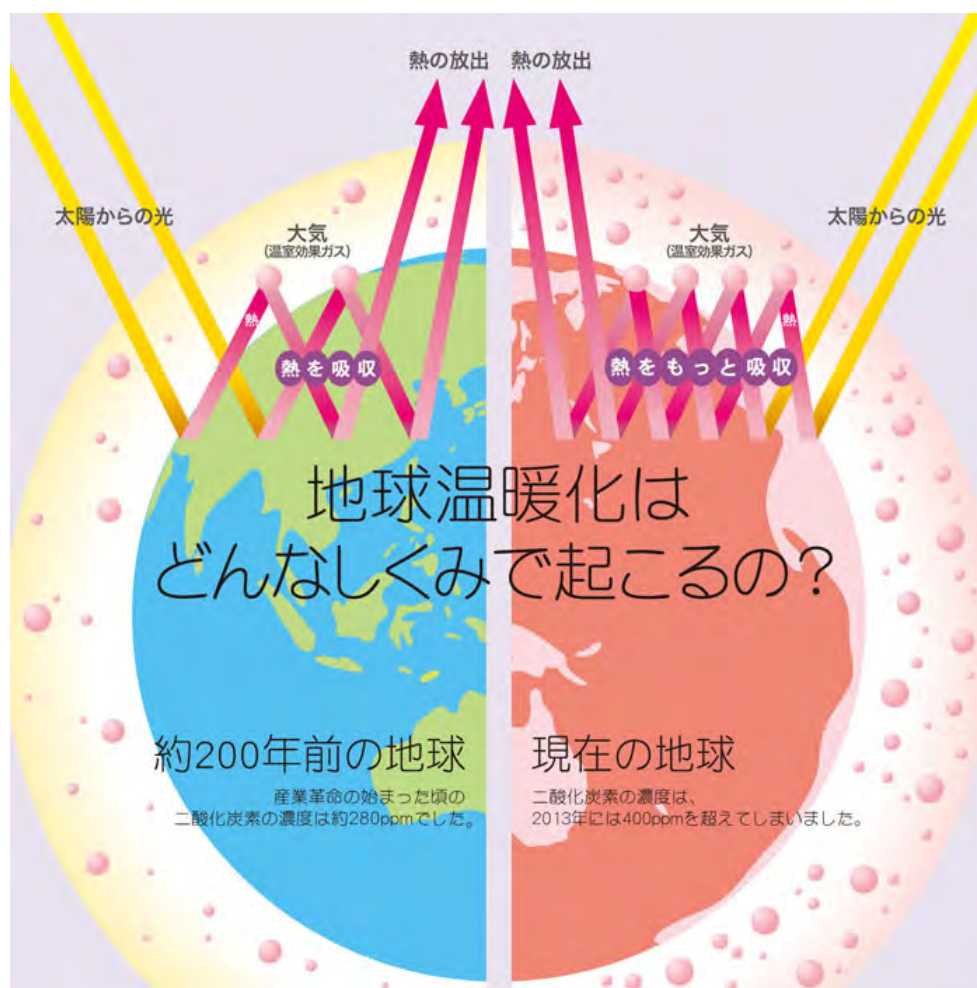
(1) 地球温暖化のメカニズム

地球は、太陽からのエネルギーを地表と大気で受けとって熱（赤外線）を放出します。

この時に、地表から放射された赤外線の一部は、大気中に存在している二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスによって吸収され、再び地表に放射されます。

これらの効果によって、地表付近の気温は平均 14℃前後となり、生物が住みやすい環境が保たれています。

私達の生活や生産活動等によって、大気中の温室効果ガスの濃度が上昇すると、大気に吸収される赤外線の量が増え、地表に再放射される量も増えるため、結果として、地表の温度が上昇することになります。この現象を地球温暖化といいます。



出典：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイトより

図 1-1 地球温暖化のメカニズム

（２）世界の現状（温室効果ガス排出状況、地球温暖化による影響）

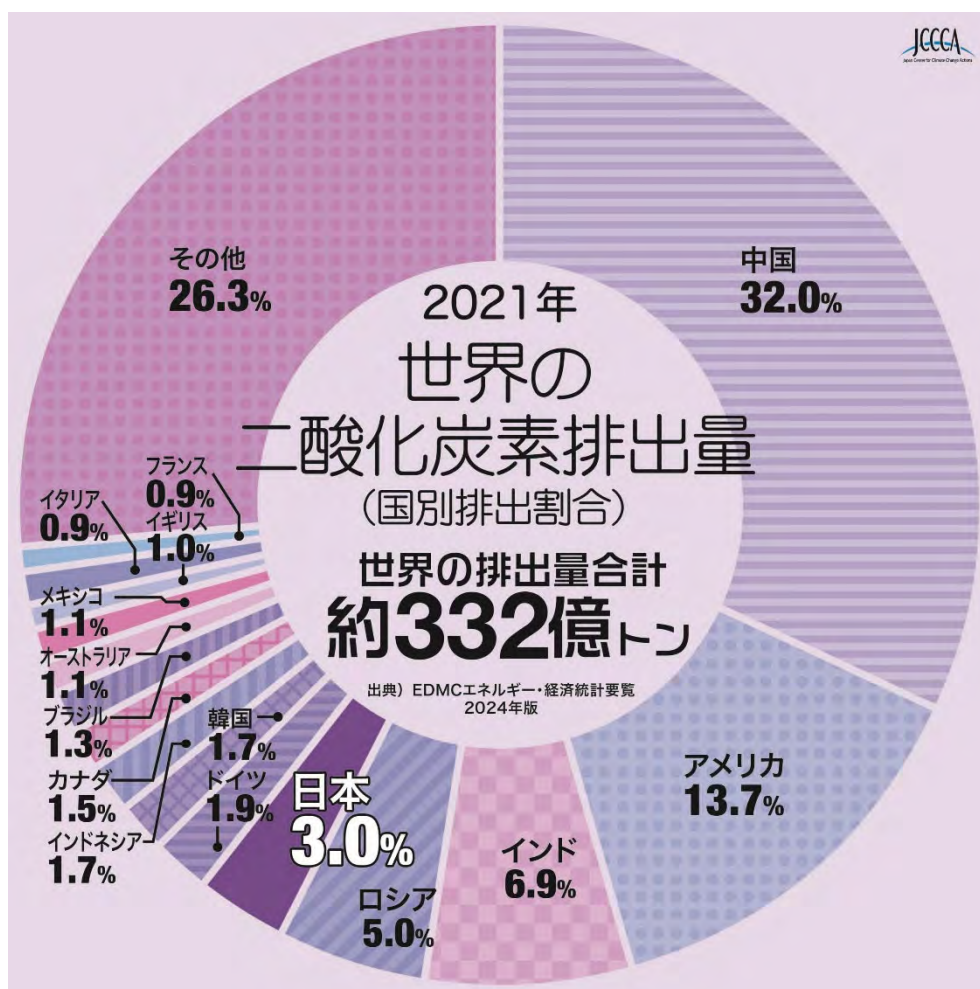
2019（令和元）年に国連が発表した人口予測では、世界の人口は今後 30 年で約 20 億人増加するとされています。

一般的に人口が増加すれば、消費活動や経済活動が拡大し、これらを支えるエネルギー消費も増加することから、地球をとり囲む温室効果ガスの排出量が増加することが予想されます。

① 温室効果ガス排出状況

2021（令和３）年における世界の二酸化炭素排出量は、約 332 億 t- CO₂ で、1990（平成 2）年における排出量の 210 億 t- CO₂ と比較すると、約 1.6 倍に増加しています。

また、我が国は、中国、アメリカ、インド、ロシアに次いで、世界で５番目に温室効果ガス排出量の多い国となっています。



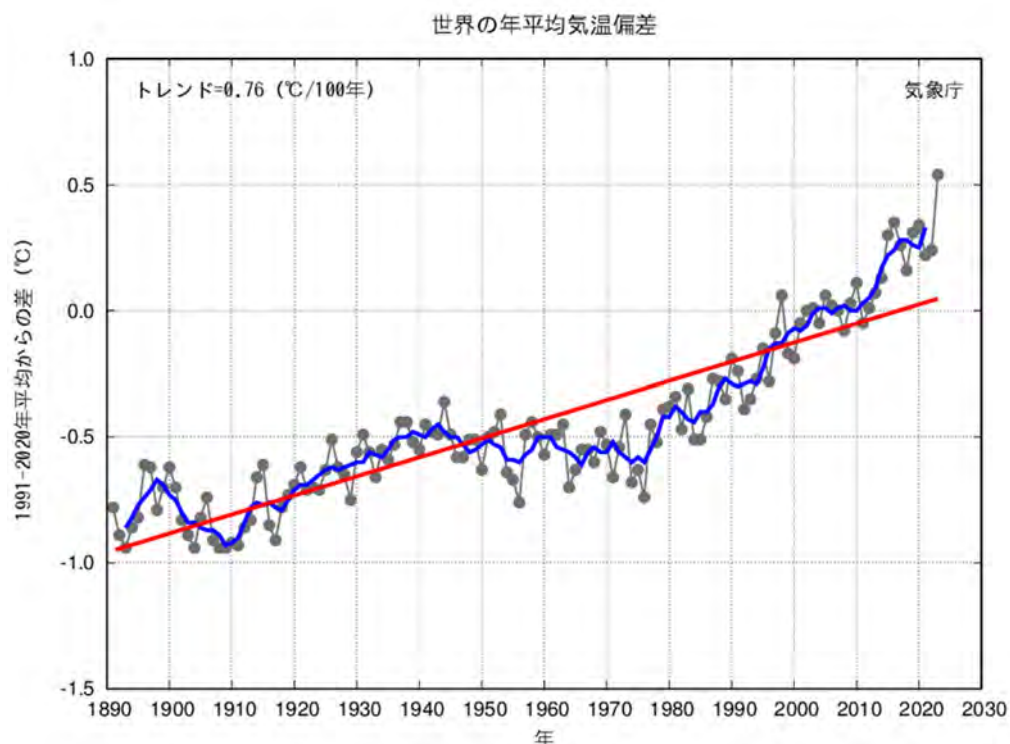
出典：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイトより

図 1-2 世界の二酸化炭素排出量（2021 年）

今後、二酸化炭素排出量の増加率は鈍化するものの、2030（令和 12）年には世界全体の排出量は 362 億 t-CO₂ に増加するという予測もされています。

② 地球温暖化による影響

気象庁で公表している「世界の年平均気温偏差」では、地上の世界平均気温は直近 100 年の間に 0.76°C 上昇していると報告されています。



細線(黒):各年の平均気温の基準値からの偏差、太線(青):偏差の5年移動平均値、直線(赤):長期変化傾向。

出典:気象庁ホームページ「世界の年平均気温偏差」より

図 1-3 世界の年平均気温偏差

地球温暖化が進むことによって、世界中で、海面水位の上昇や、海氷の減少、生態系の変化、異常気象の発生といった様々な影響が報告されています。

地球温暖化の進行は、本来地球が持っている大気や水の循環機能を喪失させ、気候や生態系に加えて、食料生産や健康、経済活動といった私たちの生活にも、重大な影響を与えることが危惧されています。

国際社会では、地球温暖化に伴う気候変動の悪影響を回避するために、エネルギー消費の抑制や、エネルギー消費にあたり、石炭などの化石燃料から非化石燃料へ転換するなど、排出される温室効果ガスの削減を推し進め、最終的に排出量をゼロにする「脱炭素社会」への取組の必要性について議論されています。



近年、広範囲で顕著な高温が続く熱波や森林火災などの発生が増加しており、気候変動により今後さらに被害が大きくなることが考えられます。2020 年の世界平均気温は観測史上最高となり、特にシベリアでは長期間にわたって高温が続き、北極圏の観測史上最高気温となる 38.0℃が観測されました。

また、大雨による大規模な洪水被害などが発生しており、2022 年には、バングラデシュやパキスタンで、近年では最大の被害をもたらした洪水が起きました。



米国カリフォルニア州の森林火災



国土の3分の1が水没する被害を受けている
パキスタンの被災地

出典：気候変動適応情報プラットフォーム（A-PLAT）

地球温暖化の影響予測として、気温上昇世界平均気温は少なくとも今世紀半ばまでは上昇を続けることが予測されています。

また、気候変動の影響は、降水量や海面水位の変化、生態系の喪失といった自然界における影響だけでなく、インフラや食料不足、水不足など人間社会を含めて深刻な影響が想定されています。

IPCC が予測する気候変動リスクの予測事例（一例）

分野	影響
農作物	一部の作物や家畜の飼育は 2100 年までに SSP5-8.5 では 30%以上が気候的に不適になる。この割合は、SSP1-2.6 では 8%以下となる。
水資源	2℃の温暖化では約 8～30 億人、4℃の温暖化では約 40 億人が水不足を経験する。
生態系	評価された種について、2℃の温暖化では 3～18%が、4℃で 3～39%が非常に高い絶滅リスクに直面する。
洪水	直接的な洪水被害は、1.5℃の温暖化に比べて 4℃では 4～5 倍増加する。
高潮、高波	中期的に約 10 億人が沿岸特有の気候災害のリスクにさられる。

出典：気候変動適応情報プラットフォーム（A-PLAT）

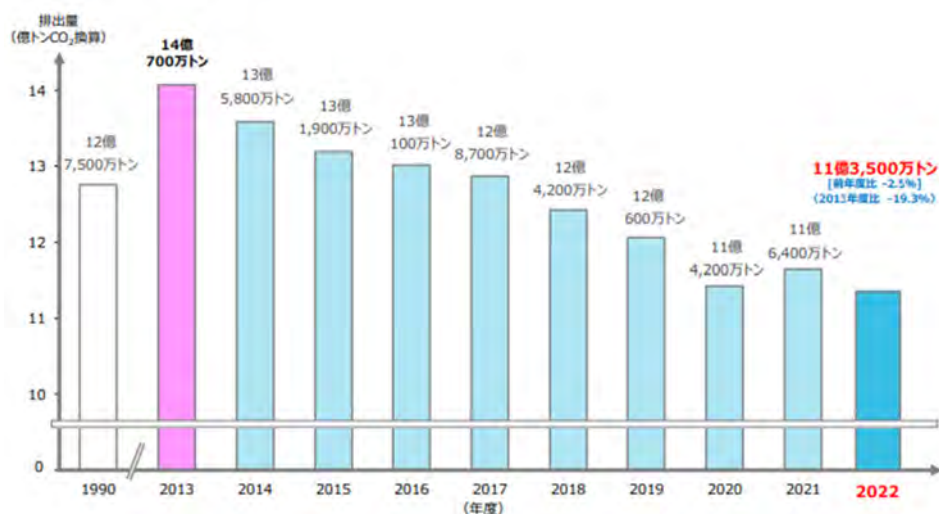
(3) 日本の現状（温室効果ガス排出状況、地球温暖化による影響）

① 温室効果ガス排出状況

我が国における 2022（令和 4）年度の温室効果ガス排出量は約 11 億 3,500 万 t-CO₂ で、2021（令和 3）年度比で 2.5%減少し、1990（平成 2）年度以降において最小となっています。

また、排出量がピークであった 2013（平成 25）年度比で 19.3%減少となっています。

2021（令和 3）年度からの排出量減少の主な要因は、産業部門、業務その他部門、家庭部門における節電や省エネ努力等の効果が大きく、全体では、エネルギー消費量が減少したことが考えられます。

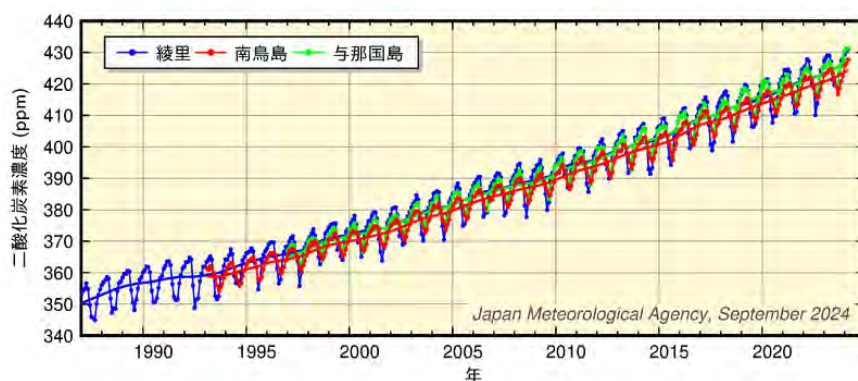


出典：環境省「2022 年度（令和 4 年度）の温室効果ガス排出量（確報値）について」より

図 1-5 日本の温室効果ガス排出量の推移

また、気象庁が継続的に行っている二酸化炭素の観測結果によると、日本の大気中の二酸化炭素濃度は、綾里（岩手県）、南鳥島（東京都）、与那国島（沖縄県）のいずれの観測地点においても、季節変動を繰り返しながら濃度が上昇し続けています。

これを食い止めるためにも、さらなる温室効果ガスの排出削減が必要です。

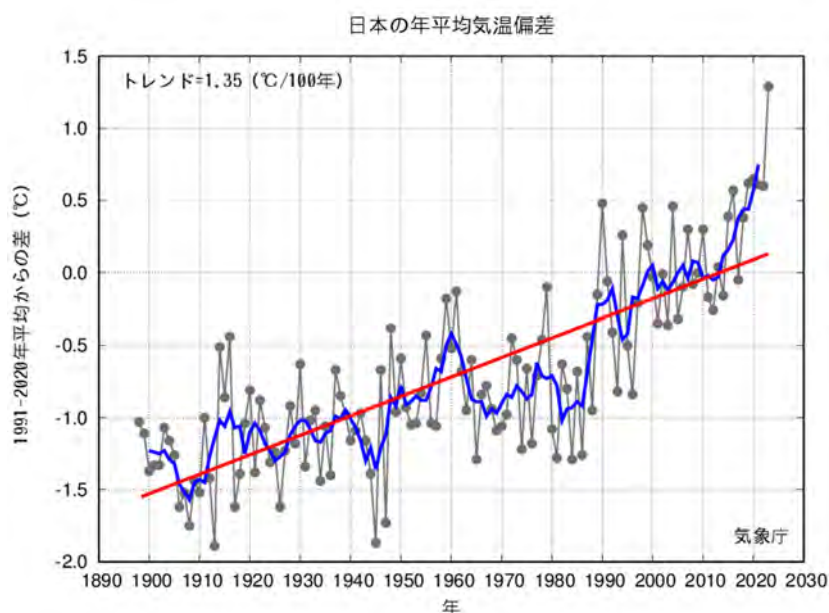


出典：気象庁ホームページ「大気中二酸化炭素濃度の経年変化（令和 6 年 10 月 28 日更新）」より

図 1-6 日本の大気中の二酸化炭素平均濃度の経年変化

② 地球温暖化による影響

気象庁では、「日本の年平均気温偏差」を公表するなかで、日本の平均気温は、様々な変動を繰り返しながら上昇しており、長期的には 100 年あたり 1.35℃の割合で上昇していることを明らかにしています。



細線(黒): 各年の平均気温の基準値からの偏差、太線(青): 偏差の5年移動平均値、直線(赤): 長期変化傾向。

出典: 気象庁「日本の年平均気温偏差」より

図 1-7 日本の年平均気温偏差



出典: 市川市ホームページより

図 1-8 台風15号に伴う強風による被害(市川市)

地球温暖化が進むことによって、日本でも、平均気温の上昇や、最高気温が 35℃を超える猛暑日や集中豪雨の増加、台風の大規模化といった様々な影響が報告されています。

本市においても、2019(令和元)年9月に発生した台風15号によって、大きな被害が発生しています。

地球温暖化に伴う気候変動の悪影響を回避するためにも、日常生活の身近なところから省エネ活動に取り組み、二酸化炭素をはじめとした温室効果ガスの排出量を削減していく必要があります。

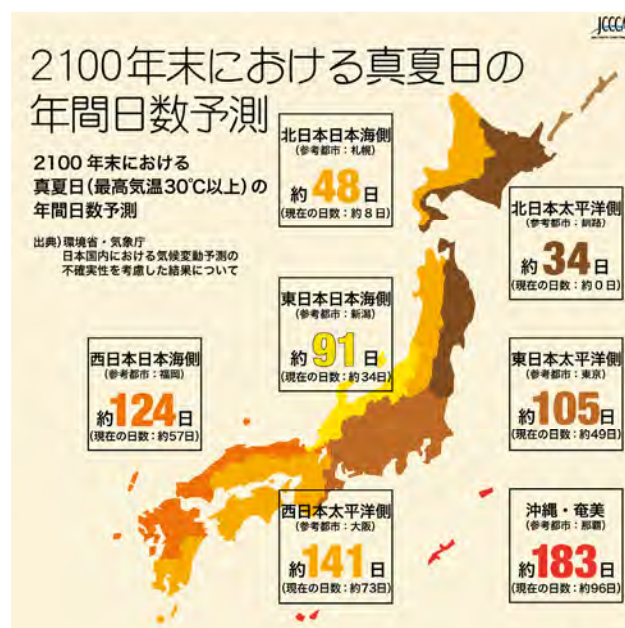


日本国内においても、近年、地球温暖化の進行に伴い、環境への影響が様々な分野で生じています。



出典：気候変動適応情報プラットフォーム(A-PLAT)のデータを基に作成

また、温室効果ガス濃度上昇の最悪のケースでは、今世紀末の真夏日は現在と比べて全国では平均 52.8 日増加すると、環境省・気象庁は報告されています。



出典：全国地球温暖化防止活動推進センター

2100 年末における真夏日の年間日数予測

1－2 国内外の地球温暖化対策等の動向

(1) 世界の動き

① 気候変動枠組条約

国連は環境問題に取り組むため、1992（平成 4）年に「環境と開発に関する国際連合会議」（地球サミット）を開催し、「気候変動に関する国際連合枠組条約」を採択しました。

この条約に基づき、1997（平成 9）年に京都で開催された国連気候変動枠組条約第 3 回締約国会議（COP3、以下締約国会議を「COP」という。）では、先進国に対して第一約束期間（2008（平成 20）年～2012（平成 24）年）における温室効果ガスの排出削減目標を定めた「京都議定書」が採択され、日本国内においても具体的な対策に取り組むこととなりました。

しかし、途上国は排出削減の義務を負わないことや、この点を問題視して、当時最大の排出国であったアメリカが参加しなかったことから、世界全体の温室効果ガス排出量における第一約束期間で対象となる温室効果ガスの割合は、約 4 分の 1 程度に留まることになりました。

② パリ協定

2015（平成 27）年にフランス・パリで開催された COP21 では、2020 年以降の温暖化対策に 196 の国と地域が参加する新たな枠組みである「パリ協定」が採択されました。

この協定では、主要排出国を含む全ての国が、地球の気温上昇を産業革命前に比べて 2℃より十分に低く抑えるという長期目標を掲げ、さらに 1.5℃以内とより厳しい水準に向かって努力し、世界全体の温室効果ガス排出量をできる限り早く減少に転じさせて、今世紀後半には実質的にゼロにするよう取り組むこととしています。

③ IPCC「1.5℃特別報告書」

2018（平成 30）年に公表された IPCC「1.5℃特別報告書」では、世界全体の平均気温の上昇について、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、世界の二酸化炭素の排出量を「2030 年までに、2010 年度比で約 45%削減」し、「2050 年頃には正味ゼロ」とすることが必要であると示されました。

④ SDGs

2015（平成 27）年にアメリカ・ニューヨークで開催された「国連持続可能な開発サミット」において、2016（平成 28）年から 2030（令和 12）年までの国際目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」を含む「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が全会一致で採択されました。

「持続可能な開発目標（SDGs）」は、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030（令和 12）年を年限とする 17 のゴールから構成されています。（詳細は 10 ページのコラムを参照のこと）

表 1-1 持続可能な社会の実現に関する国際的な動き

年	条約・会議・レポートの名称	概要
1992 年 (平成 4)	環境と開発に関する国連会議 (地球サミット：リオ会議)	持続可能な開発に関する世界的な会議。世界の約 180 か国が参加し、「環境と開発に関するリオ宣言」「アジェンダ 21」をはじめとして、21 世紀に向けた人類の取組に関する数多くの国際合意が得られた。
	生物多様性条約 採択	生物の多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用及び遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を目的とした条約。
	国連気候変動枠組条約 採択	気候系に対して危険な人為的影響を及ぼすこととならない水準において、大気中の温室効果ガス濃度を安定化することをその究極的な目的とした条約。
1997 年 (平成 9)	国連気候変動枠組条約第 3 回 締約国会議	条約附属書 I 国（先進国等）の第一約束期間（2008 年～2012 年）における温室効果ガス排出量の定量的な削減義務を定めた京都議定書を採択。
2002 年 (平成 14)	持続可能な開発に関する世界首 脳会議 (ヨハネスブルグサミット： リオ+10)	地球サミットから 10 年という節目の年に開催。 「ヨハネスブルグサミット実施計画」「政治宣言」「約束文書」を採択。 また、我が国の提案により、2005 年からの 10 年間を「国連・持続可能な開発のための教育の 10 年」とすることが決定。
2012 年 (平成 24)	国連持続可能な開発会議 (リオ+20)	地球サミットから 20 年という節目の年に開催。 ①持続可能な開発及び貧困根絶の文脈におけるグリーン経済及び②持続可能な開発のための制度的枠組みをテーマに、焦点を絞った。
2015 年 (平成 27)	持続可能な開発のための 2030 アジェンダ 採択	アメリカ・ニューヨークで開催された「国連持続可能な開発サミット」において、2016（平成 28）年から 2030（令和 12）年までの国際目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」を含む「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択。
	パリ協定 採択	フランス・パリで開催された COP21 において、歴史上初めて全ての国が参加する、2020（令和 2）年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みである「パリ協定」が採択。
2017 年 (平成 29)	アメリカ パリ協定からの脱退を 表明	6 月にアメリカがパリ協定からの脱退を表明したが、7 月の G20 において、アメリカ以外のメンバーは、パリ協定は後戻りできないものであるとして、同協定への強いコミットメントを改めて確認。
2018 年 (平成 30)	1.5℃特別報告書	IPCC（気候変動に関する政府間パネル）において、「地球温暖化を 2℃、またはそれ以上ではなく 1.5℃に抑制することは、明らかな便益がある」、また、「1.5℃未満抑えるためには、世界の CO ₂ 排出量を 2030 年には 2010 年比で 45%削減し、2050 年前後にネットゼロを目指すことが必要」と報告。



持続可能な開発目標（SDGs）とは、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。地球上の「誰一人取り残さない」を理念に、17のゴール・169のターゲットから構成されています。

SDGs 17の目標（ゴール）

	1. 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。		10. 人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国間の不平等を是正する。
	2. 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。		11. 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
	3. すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。		12. つくる責任つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する。
	4. 質の高い教育をみんなに 全てのの人に包括的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。		13. 気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
	5. ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。		14. 海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
	6. 安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。		15. 陸の豊かさを守ろう 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
	7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに 全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。		16. 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
	8. 働きがいも経済成長も 包括的かつ持続可能な経済成長及び全ての人の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。		17. パートナリシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。
	9. 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。		

出典：国際連合広報センター

（２）国の動き

① 法的枠組の整備

国内では「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下、「温対法」という。）が 1998（平成 10）年 10 月に公布され、その後の改正を経て、国、地方公共団体、事業者など、各主体の取り組みを促進するための法的枠組が整備されています。

また、2023（令和 5）年 5 月には、GX（グリーントランスフォーメーション）を通じて脱炭素、エネルギー安定供給、経済成長の 3 つを同時に実現するため、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（以下、「GX 推進法」という。）が公布されました。

② 温室効果ガスの削減目標

2020（令和 2）年 10 月の首相の所信表明で、温暖化対策を行うことで産業構造や経済社会の変革をおこし大きな成長につなげるとして、2050（令和 32）年までに温室効果ガスの排出ゼロを目指すと言が出されました。

さらに、2021（令和 3）年 4 月には、地球温暖化対策推進本部において、「2030（令和 12）年度の温室効果ガスの削減目標を 2013（平成 25）年度比 46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく」旨が公表され、同年 6 月に改正温対法が施行されました。

③ 気候変動への対応

2018（平成 30）年 6 月に制定した「気候変動適応法」に基づき、同年 11 月に「気候変動適応計画」を閣議決定し、2024（令和 6）年 4 月には熱中症対策強化のため改正気候変動適応法が施行されました。

この中で「農業・森林・林業、水産業」、「水環境・水資源」、「自然生態系」、「自然災害・沿岸域」、「健康」、「産業・経済活動」及び「国民生活・都市生活」の 7 つの分野について、気候変動影響評価結果の概要と政府が推進する気候変動適応に関する施策を記載しており、関係行政機関の緊密な連携協力体制の確保と進捗管理等をもって施策の効果的な推進を図っています。

（３）千葉県の動き

千葉県では、2000（平成 12）年に策定した「千葉県地球温暖化防止計画」（2006 年改定）に基づき地球温暖化対策を進めてきました。

その後、国が地球温暖化対策計画を策定したことなどを受けて、2016（平成 28）年には「千葉県地球温暖化対策実行計画」を策定し、2023（令和 5）年 3 月には「千葉県地球温暖化対策実行計画（緩和策）」及び「千葉県の気候変動影響と適応の取組方針（適応策）」を改定・統合し、一層の地球温暖化対策の推進に取り組んでいます。

（４）市川市の取り組み

本市では、2000（平成 12）年 2 月に「市川市環境基本計画」（2021（令和 3）年 3 月改定）を策定し、「地球温暖化の防止と気候変動への対応を推進する」を基本理念の一つに掲げ、地域から地球温暖化対策に取り組んできました。

その後、2009（平成 21）年 3 月には「市川市地球温暖化対策地域推進計画（呼称：市川市地球温暖化対策推進プラン）」を策定し、市域から排出される温室効果ガスを抑制する取組を進め、2010（平成 22）年 11 月には、同プランを推進していくための組織として「市川市地球温暖化対策推進協議会」が設立されました。

2016（平成 28）年 3 月には、「市川市地球温暖化対策推進プラン」を「市川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（2023（令和 5）年 9 月）として改定し、市民、事業者、市等の各主体による総合的かつ計画的な取組を定め、具体的に、住宅用太陽光発電システム・住宅用省エネルギー設備の設置や EV・V2H の導入への補助、及び市川市環境活動推進員（呼称：エコライフ推進員）制度の運用といった取組を推進しています。

また、市役所でも市内の一事業者として事務事業に伴って発生する温室効果ガスの排出を抑制するため、2006（平成 18）年に「市川市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（2025（令和 7）年 3 月改定）を策定し、省エネルギー・省資源対策などの取組を進めています。

市川市地球温暖化対策推進協議会	市川市環境活動推進員（エコライフ推進員）制度
地球温暖化対策の推進に関する法律第 40 条第 1 項の規定に基づき、地球温暖化対策地域推進計画に基づく対策、主に日常生活における温室効果ガスの削減を、市民・事業者・関係団体および市が協働で推進することを目的として、2010（平成 22）年 11 月設立。 地球温暖化対策に係る課題の検討、取り組みの立案・推進・啓発などを実施。	推進員と市が協働で環境にやさしい生活（エコライフ）を市民に促すことを目的として、2003（平成 15）年から市民を市川市環境活動推進員として委嘱。 2013（平成 25）年からは地球温暖化対策に限らず、生活排水対策など活動範囲を広めるための制度に変更。

各種補助事業等
● スマートハウス関連設備等導入補助金 住宅用太陽光発電設備やエネファーム等を住宅へ導入する際に、導入費用の一部金額を補助。 ● 電気自動車等導入費補助金 EV や V2H 充放電設備等の導入費用の一部金額を補助。 ● 省エネ・創エネ設備設置等補助金 中小事業者等が省エネ・創エネ設備を設置する際に設置費用の一部金額を補助。

図 1-11 市川市の取り組み

第2章 計画の基本的事項等

2-1 計画の基本的事項

(1) 計画の目的及び位置づけ

市川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（以下「本計画」という。）は、市域から排出される温室効果ガスの排出を抑制するとともに、進行しつつある地球温暖化へ対応するために、市民、事業者、市等の各主体が、総合的かつ計画的に取り組めるよう定めるものです。

本計画は、市川市環境基本計画に定める「地球温暖化の防止」に関する施策を推進していくための実行計画としても位置づけられています。

また、市で推進するその他の環境に関する計画や事業と整合を図ります。

表 2-1 市川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の根拠法令と目的

根拠法令	地球温暖化対策の推進に関する法律 第 21 条 第 4 項
目的	市川市域の自然的社会的条件に応じた、温室効果ガスの排出抑制・削減に向けた市民、事業者、市等の各主体による総合的かつ計画的な取組の推進

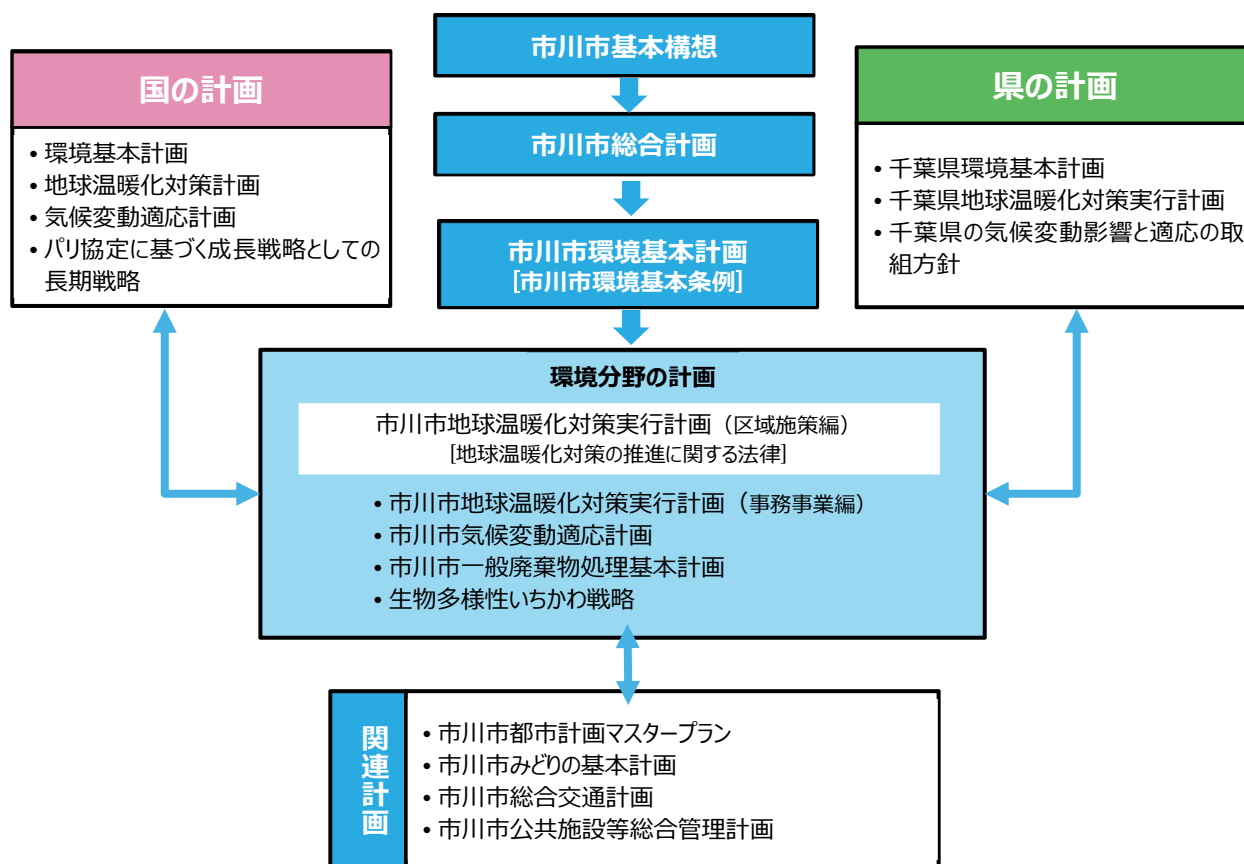


図 2-1 本計画の位置づけ

表 2-2 市川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に関する本市の計画について

■ 本計画の上位計画

① 市川市総合計画	
目的	・本市の将来都市像の実現に向け、基本的な施策を定めるもの。
対象範囲	・各分野における計画や事業展開の指針として全ての分野が対象。

② 市川市環境基本計画	
目的	・本市の環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進のために定めるもの。
対象範囲	・「地球温暖化・気候変動」、「ごみの減量・資源化」、「自然環境」、「生活環境」、「協働」の5つの分野が対象。

■ 本計画と関連が強い計画

① 市川市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）	
目的	・市の事務及び事業に起因する温室効果ガスの排出量を削減するため、創エネ・省エネ・省資源に関する取り組みを推進するもの。
対象範囲	・市川市が実施している事務や事業が対象。

② 生物多様性いちかわ戦略	
目的	・本市の自然環境や動植物の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進のため定めるもの。
対象範囲	・市川市内における緑地や水辺等の自然環境や、動物・植物等の生物が対象。

③ 市川市一般廃棄物処理基本計画	
目的	・「資源循環型都市いちかわ」を目指して、長期的・総合的視点に立って、計画的なごみ処理推進を図るためのもの。
対象範囲	・市川市の区域内で発生する一般廃棄物（ごみ）が対象。

④ 市川市気候変動適応計画	
目的	・気候変動の影響による障害の回避・軽減対策（適応策）に取り組むためのもの。
対象範囲	・市川市で想定される気候変動による影響が対象。

（２）計画期間

2025（令和 7）年度から 2030（令和 12）年度までの 6 年間とします

本計画の計画期間は、2025（令和 7）年度から 2030（令和 12）年度までの 6 年間とします。

取組の進捗・成果を測る計画の基準年度は、国の温室効果ガス削減における中期目標の基準年度である 2013（平成 25）年度とします。

（３）計画の基本目標

地球温暖化による環境の変化を軽減するため、二酸化炭素排出量実質ゼロのカーボンニュートラルシティを実現するには、市民、事業者、市の各主体が、地球温暖化の進行がもたらす危機感を共有し、市川市の特性や現状を踏まえ、協働して目標達成に向け積極的に取り組んでいくことが必要です。

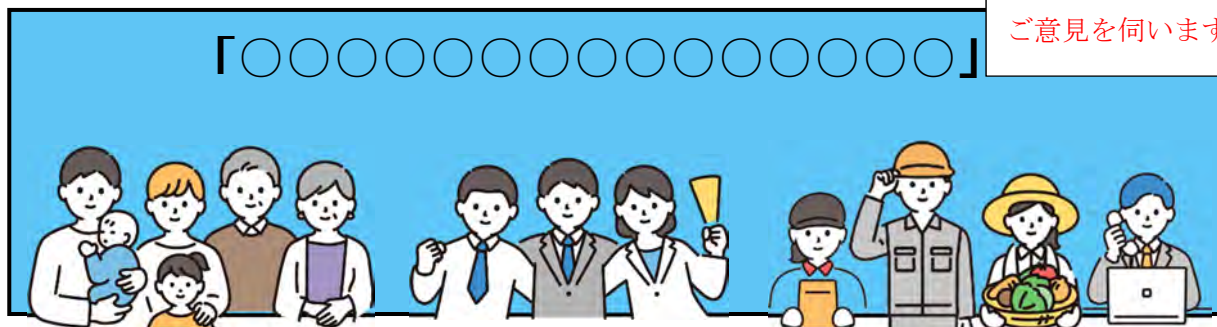
また、脱炭素社会に向けた取り組みは、地球温暖化対策だけにとどまらず、

- ・断熱性能の高い省エネ住宅の普及など、住まいの質の向上による「**健康の維持増進**」
- ・まちの緑化や交通対策の推進等による「**快適な都市空間の実現**」
- ・災害拠点をはじめとした公共施設へ太陽光発電設備や蓄電池等の自立可能な電源設備を導入することによる「**災害時・緊急時に向けた対応の強化**」
- ・環境の変化に対応した新しい技術の開発・導入等による「**地域経済の活性化**」
- ・市川市の特性を活かした環境変化への対応などによる、「**市川市独自のサービスやライフスタイルの創出**」

といった市民生活やまちの魅力の向上にもつながります。

そこで、温暖化対策を推進し、将来にわたって、市川市を魅力あるまちとしていくために、本計画の基本目標を次のとおり定めます。

基本目標は審議会当日にご意見を伺います。



（４）計画の基本理念

基本目標を達成するために、本計画では以下の基本理念に基づき地球温暖化対策を推進していきます。

基本理念 1 エネルギーの効率的利用

資源・エネルギーの効率的な利用を推進するとともに、太陽光発電などの再生可能エネルギーの利用拡大に取り組んでいきます。

基本理念 2 カーボンニュートラルに向けたまちづくり

ごみの排出量削減、次世代自動車や公共交通機関の利用、まちの緑化などを推進することにより、カーボンニュートラルに向けたまちづくりに取り組んでいきます。

基本理念 3 一人ひとりの率先的な脱炭素行動

市民、事業者、市が地球温暖化の進行による深刻な影響や危機感を共有し、協働により、環境に配慮した行動を実行する環境づくりを進めます。



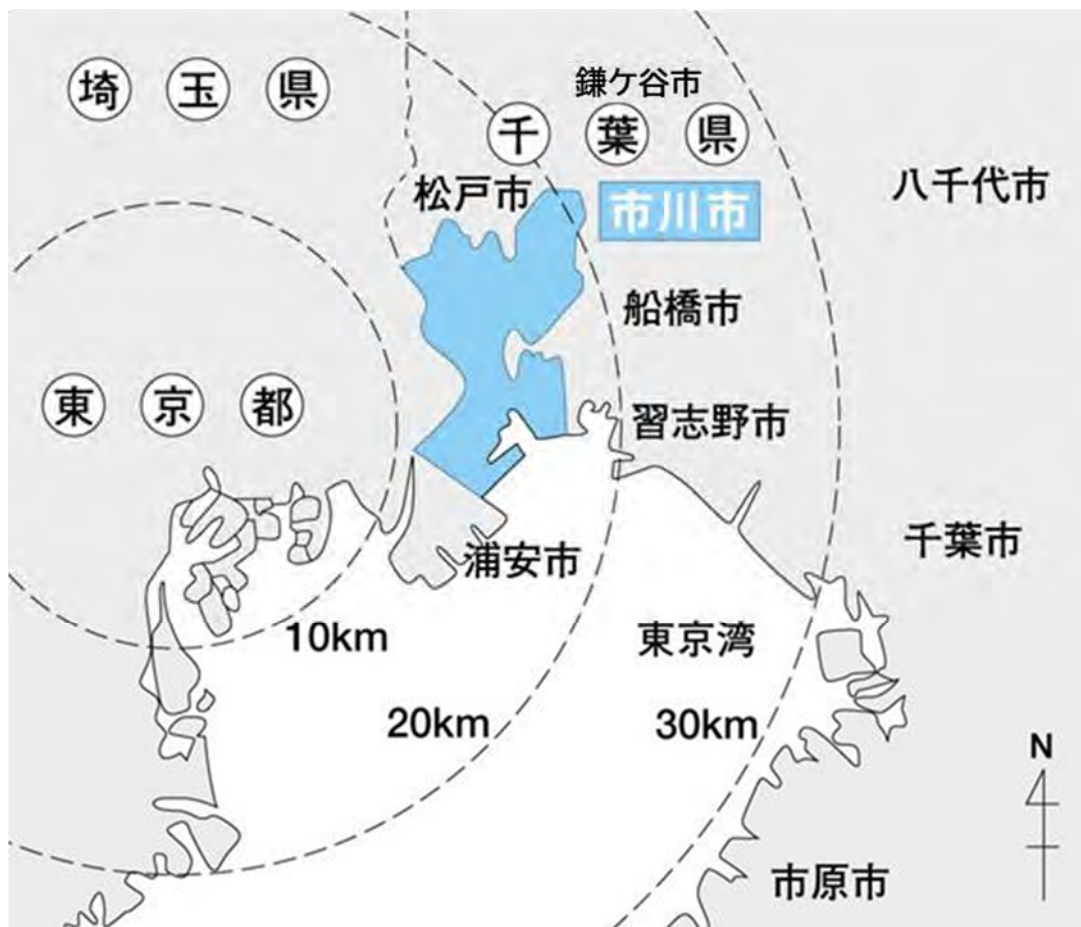
図 2-2 計画の基本理念

2-2 市川市の地域概要

(1) 地勢

本市は、千葉県の北西部に位置し、西は江戸川を隔てて東京都（江戸川区）に相對し、東は船橋市、鎌ヶ谷市、北は松戸市、南は浦安市に接して東京湾に臨んでおり、都心から約 20km 圏内の良好な郊外住宅都市として発展しています。

市域の総面積は 56.39km²、東西の距離は 8.2km、南北の距離は 13.4km です。地勢は、南部は標高 2～3m の平坦地で、北部一帯は 20m 程度のなだらかな台地となっています。

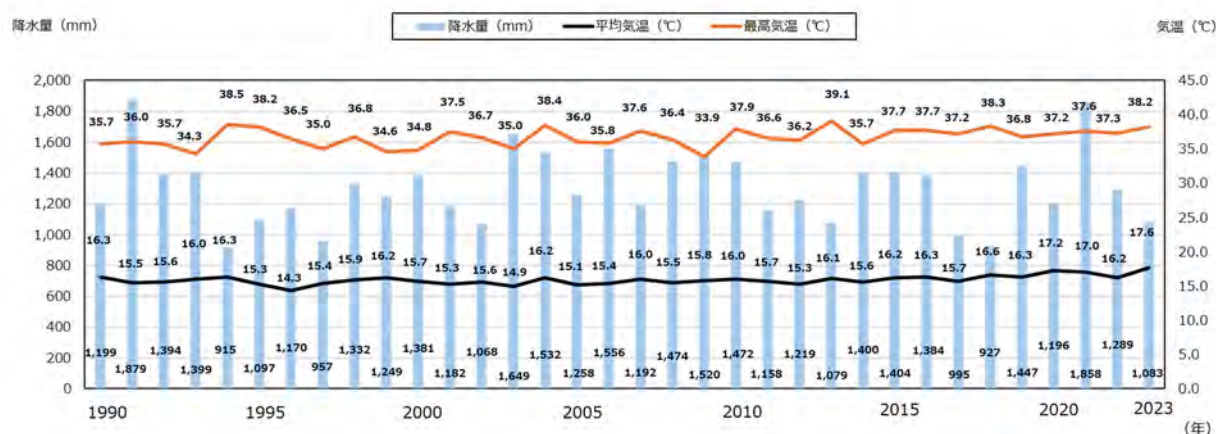


出典：市川市ホームページより

図 2-3 市川市の位置

(2) 気候

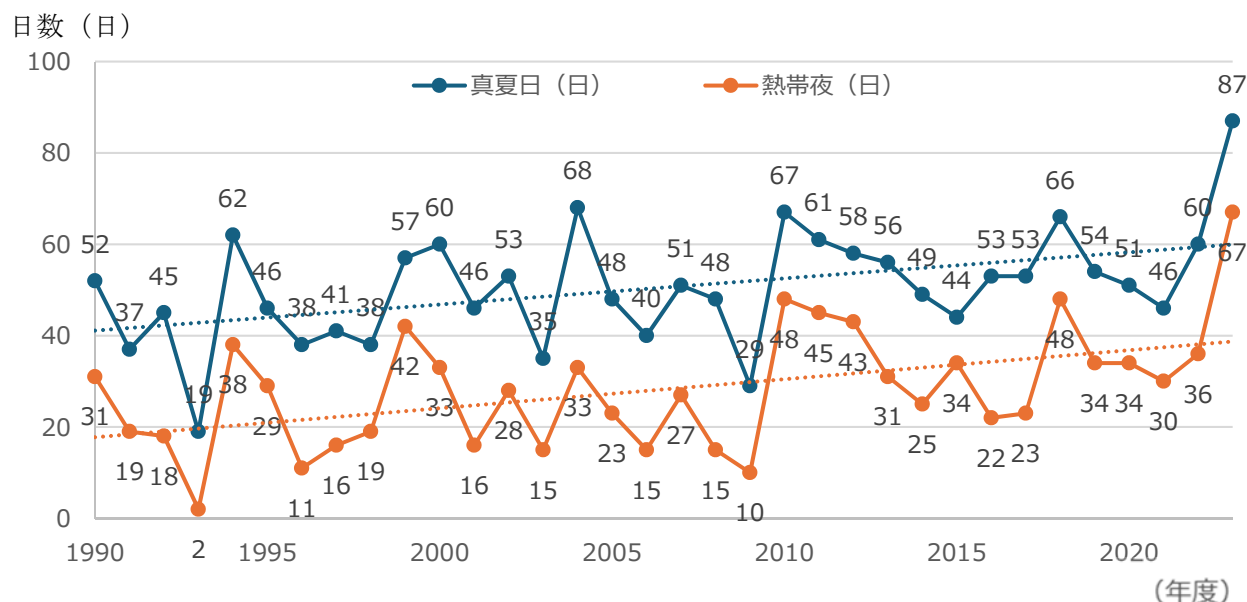
本市の平均気温、最高気温は、ほぼ横ばいで推移していましたが、近年、微増の傾向があります。



出典：市川市統計年鑑より

図 2-4 市川市の平均気温、最高気温及び降水量の推移

また、熱帯夜（夜間の日最低気温が 25℃以上の日）、真夏日（日最高気温が 30℃以上の日）の日数についても、増加傾向にあります。



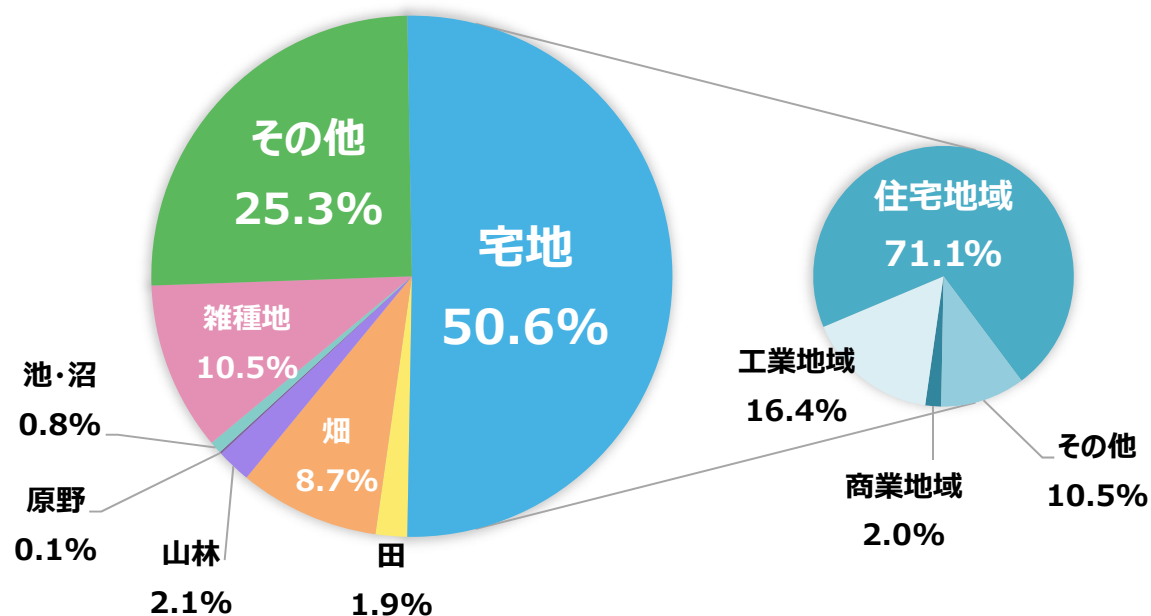
注：点線は、線形近似による長期変化傾向を示す（有意性がある）

出典：気象庁ホームページ（千葉特別地域気象観測所（千葉市）の観測データ）より作成

図 2-5 熱帯夜及び真夏日の日数の推移（1990～2019 年）

(3) 土地利用

市の総面積のうち、宅地の占める割合が50.6%と高くなっています。一方で、田は1.9%、山林は2.1%と低いことが特徴となっています。



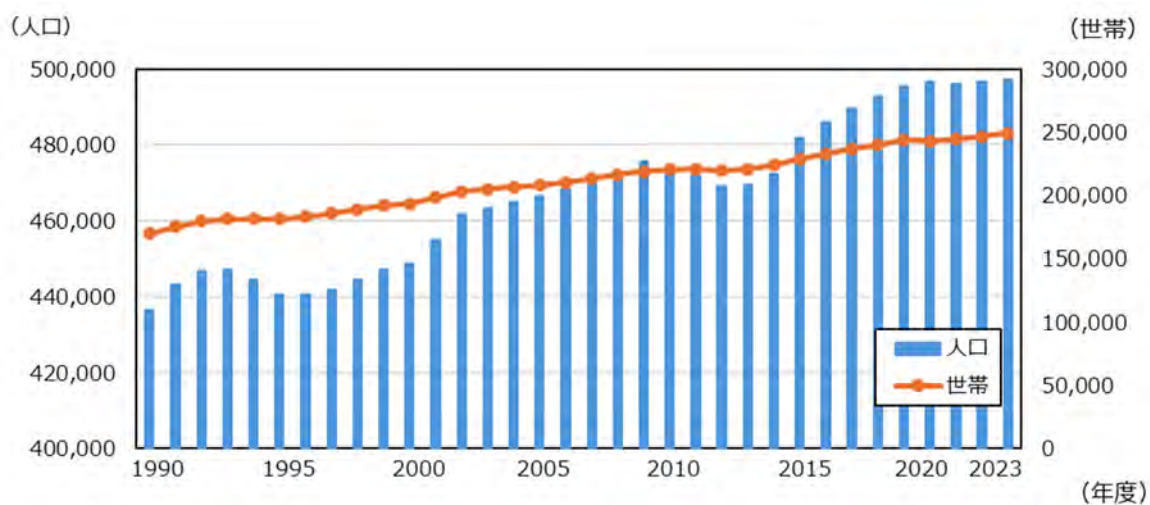
出典：千葉県統計年鑑、市川市統計年鑑より

図 2-6 市川市の地目別面積構成比(2023(令和5)年1月1日現在)

(4) 人口及び世帯数の推移

2023（令和5）年10月1日現在、本市の人口は497,394人、世帯数は249,520世帯となっています。

本市は都心に近いことから、通勤の便が良くベッドタウンとしての条件に適しているため、昭和40～60年代にかけて人口が著しく増加しましたが、その後は少子化や世帯構成人数の減少、景気低迷等に伴い減少傾向にありました。しかし、近年は、駅周辺を中心として高層住宅の増加などが進み、2013（平成25）年3月以降は再び増加傾向にあります。また、世帯数は構成人数の減少の影響もあり、年々増加しています。

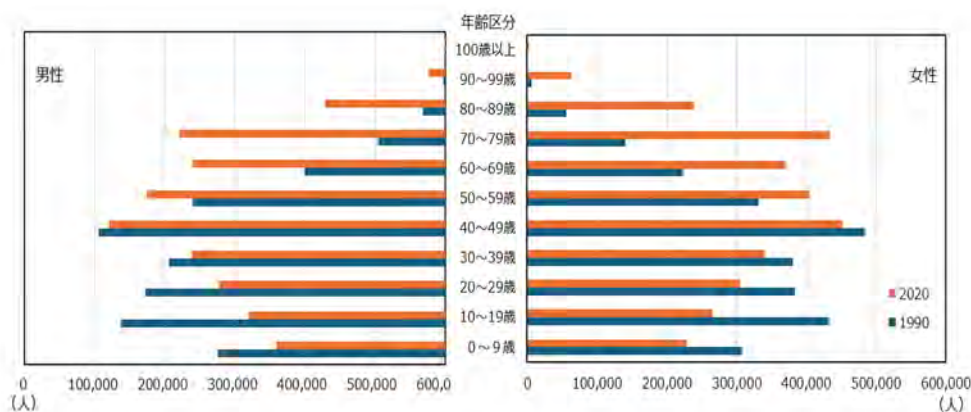


出典：市川市統計年鑑より

図 2-7 人口及び世帯数の推移

(5) 年齢階層別人口構成

全国的な傾向と同様に、2020（令和2）年と1990（平成2）年の年齢階層別人口構成を比較すると、少子高齢化が進んでいます。

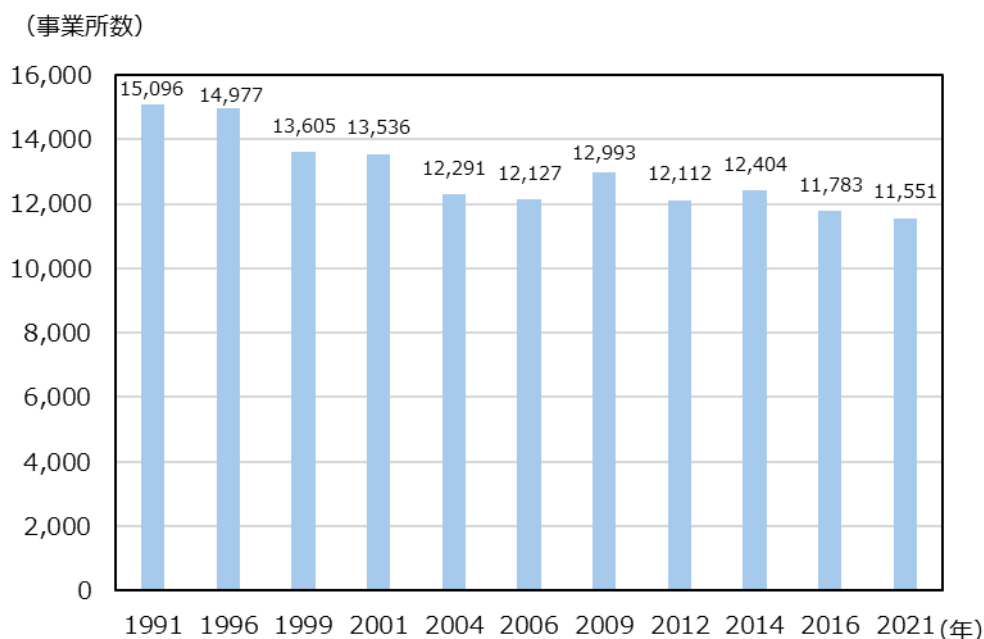


出典：千葉県の統計情報より

図 2-8 年齢階層別人口構成（1990年と2020年との比較）

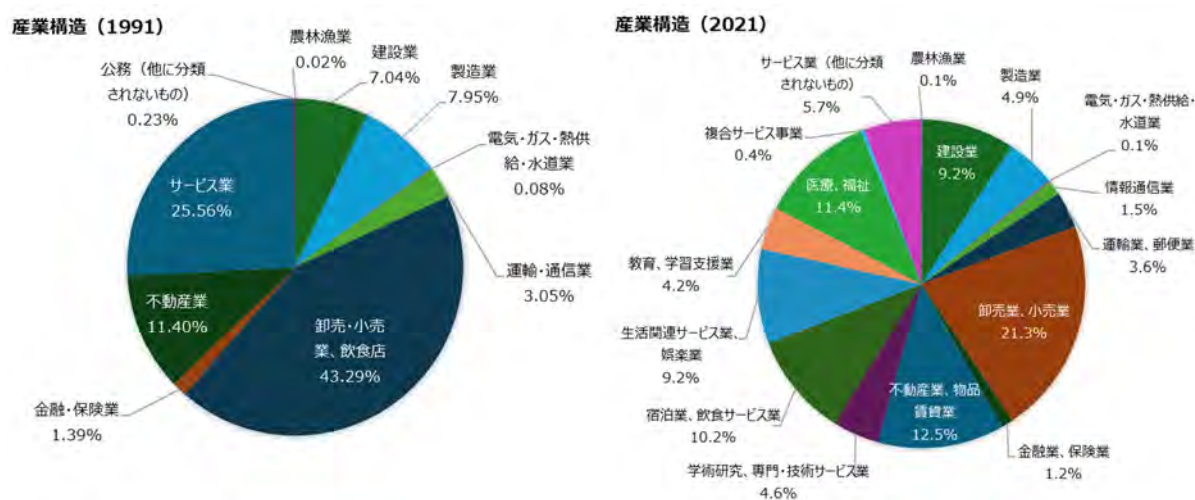
(6) 産業構造

2021（令和3）年における市内の事業所総数は11,551事業所となっており、1991（平成3）年と比較すると約23%減少しています。なお、産業分類別事業所数の割合は、製造業、卸売業、小売業及び飲食業の割合が減少し、その他サービス業が増加しています。



出典：市川市統計年鑑より

図 2-9 事業所数の推移



出典：千葉県統計年鑑より

図 2-10 産業分類別事業所数の割合

また、本市における商工業、農水産業の概要は以下の通りとなります。

商業

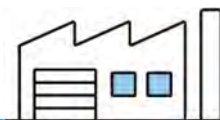


本市の商業は、小売業が主であり、卸売業と小売業をあわせた商店数は、2021（令和3）年では2,458店舗（うち小売りが1,859店）（令和3年度経済センサスより）となっています。

千葉県が行った消費者購買動向調査（平成30年度）によると、市川市民の約6.1%が衣料品を東京都内で購入しています。この割合は前回調査の6.7から若干減少しています。そして、全品目でインターネットショッピングの利用率が29.5%に達し、特に婦人服（45.1%）や書籍（44.5%）で高い利用が見られます。

また、週1回以上商店街を利用する人の割合は46.7%となり、前回の50.9%から減少しています。

工業



本市の工業は、臨海部の鉄鋼、非鉄、石油、化学等の工業と内陸部の金属製品、機械器具、印刷・印刷関連、食料品等の工業に分けられ、臨海部の一部の大企業を除いて、中小企業が大半を占めています。

近年の事業所数、従業員数、製造品出荷額等の推移は、業種によりばらつきはありますが、事業所数と製造品出荷額等は増加、従業者数は減少しています。

また、近年では、業種転換や市外への工場移転の動向が見られ、地域に根付いた産業の活性化や産業構造の変化に対応した新たな展開が求められています。

農業



本市北部の農地では、市川の特産である梨や野菜等の都市近郊型の農業が営まれています。近年では、従事者の高齢化や後継者不足により経営耕地面積は減少し、休耕地の増加が見られ、環境や景観面で課題となっています。また、休耕地は、体験学習や市民農園等への活用、また、三番瀬では、環境の再生・改善が求められています。

漁業

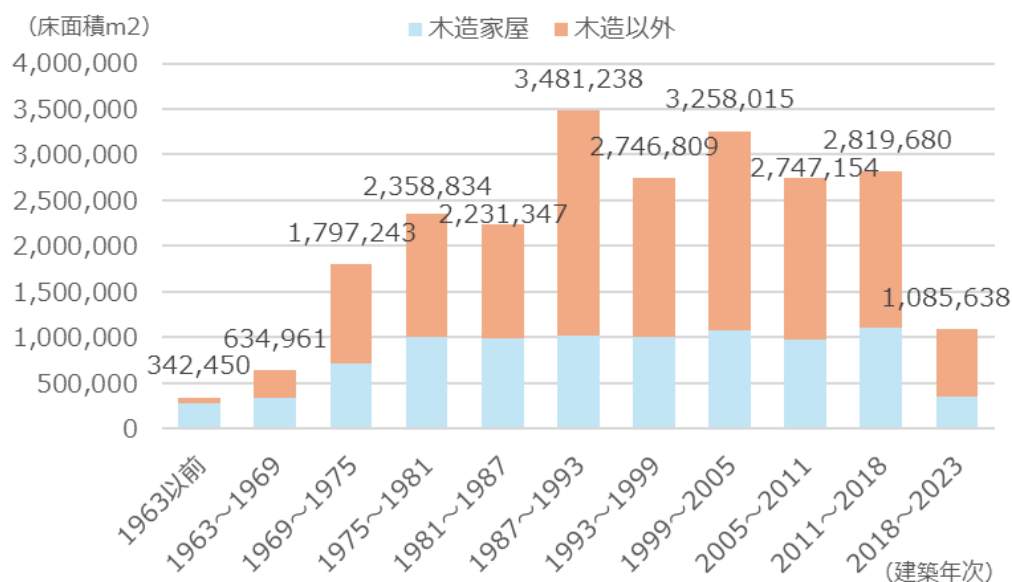


本市の東京湾に面している臨海部では、多様な水産業が営まれています。主な漁業活動として、海苔養殖、アサリの採捕、小型機船底引き網漁業、船引き網漁業、固定式さし網漁業などが行われています。特に、東京湾における海苔養殖は、生産・経営において長く全国をリードしてきた、わが国固有数の伝統産業でした。本市でも、漁業組合員が漁場の確保や技術改革に大変な努力と苦勞を傾け、やっと安定的な生産にこぎ着けるようになってきていました。

(7) 家屋

建築年次区分による家屋の床面積の推移によると、市内にある家屋のうち、1999（平成11）年[※]以前に建築された家屋が全体のおよそ6割を占めています。

注：2013（平成25）年度改正前の省エネ法に基づく建築物における省エネ基準は、平成11年基準



注：床面積には、専用住宅以外（事業所等）も含まれます。2019～2023年は5年分の合計です。

出典：固定資産の価格等の概要調書より

図 2-11 建築年次区分による家屋の床面積の推移

表 2-3 建築年次区分による家屋の床面積の推移と割合

建築年次		木造家屋の 床面積 (㎡)	木造以外の 家屋の床面積 (㎡)	床面積の 合計 (㎡)	全体に 対する 割合
(西暦)	(和暦)				
1963 以前	昭和 38 以前	273,797	68,653	342,450	57.8%
1963～1969	昭和 38～44	342,453	292,508	634,961	
1969～1975	昭和 44～50	707,650	1,089,593	1,797,243	
1975～1981	昭和 50～56	1,009,516	1,349,318	2,358,834	
1981～1987	昭和 56～62	995,174	1,236,173	2,231,347	
1987～1993	昭和 62～平成 5	1,017,109	2,464,129	3,481,238	
1993～1999	平成 5～11	1,009,402	1,737,407	2,746,809	42.2%
1999～2005	平成 11～17	1,083,442	2,174,573	3,258,015	
2005～2011	平成 17～23	973,961	1,773,193	2,747,154	
2011～2018	平成 23～30	1,103,082	1,716,598	2,819,680	
2018～2023	平成 30～令和 5	357,426	728,212	1,085,638	
床面積の合計 (㎡)		8,873,012	14,630,357	23,503,369	100.0%

注1：床面積には、専用住宅以外（事業所等）も含まれ、建築年次区分は、各年1月2日から翌年1月1日までです。

出典：固定資産の価格等の概要調書より

第3章 温室効果ガスの排出状況

本章では、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル」に沿って算定した、本市における温室効果ガスの排出量の状況を示します。

3-1 温室効果ガス総排出量の状況

**2021（令和3）年度の温室効果ガスの総排出量は、
2013（平成25）年度から10.0%減少しました。**

○ 温室効果ガス別の現況の総排出量

2021（令和3）年度における温室効果ガスの総排出量は、197万4千t-CO₂となり、2013（平成25）年度の219万2千t-CO₂と比較すると、10.0%の減少となっています。

各温室効果ガスの増減は、二酸化炭素が13.2%の減少、メタンが12.3%の減少、代替フロン等が85.3%の増加となっています。

表 3-1 市川市の温室効果ガス排出量の推移

単位：千t-CO₂

年度	2013 (平成 25)	2018 (平成 30)	2019 (令和元)	2020 (令和 2)	2021 (令和 3)	増減比率 2013 比
二酸化炭素	2,108.5	1,977.1	1,898.4	1,789.7	1,830.4	-13.2%
メタン	1.0	0.8	0.8	0.8	0.9	-12.3%
一酸化二窒素	11.1	10.1	11.7	11.2	10.5	-4.8%
代替フロン等	71.1	129.2	137.0	142.5	131.8	85.3%
合計	2,191.7	2,117.2	2,047.9	1,944.2	1,973.6	-10.0%

注：数値の合計は、端数処理により合わないことがあります。

3-2 対象とする温室効果ガス

(1) 削減対象とする温室効果ガス

市域から排出される温室効果ガス排出量の算定対象は、以下の7種類とします。

表 3-2 温室効果ガスの種類

対 象	地球温暖化係数	条 件
二酸化炭素 (CO ₂)	1	燃料の燃焼に伴い発生するもの
メタン (CH ₄)	28	稲作、家畜の腸内発酵や、廃棄物の埋立てなどから発生するもの
一酸化二窒素 (N ₂ O)	265	燃料の燃焼に伴うものや、一部の化学製品原料の製造過程において発生するもの
ハイドロフルオロカーボン (HFCs)	1,300 など	エアゾール製品の噴射剤、カーエアコンや断熱発泡剤などに使用されるもの
パーフルオロカーボン (PFCs)	6,630 など	半導体製造用や電子部品などの不活性液体として使用されるもの
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	23,500	変電設備に封入される電気絶縁ガスや半導体等製造用などとして使用されるもの
三ふっ化窒素 (NF ₃)	16,100	半導体素子等の加工工程でのドライエッチング等を使用されるもの

注：地球温暖化係数とは、温室効果ガスそれぞれの温室効果の程度を示す値です。ガスそれぞれの寿命の長さが異なることから、温室効果を見積もる期間の長さによってこの係数は変化します。ここでの数値は、IPCC 第 5 次報告書における値になります。

出典：地球温暖化の推進に関する法律施行令（平成十一年四月七日政令第百四十三号）第 4 条より

(2) 現況把握及び将来推計の対象とする温室効果ガス

**本計画は、温室効果ガス総排出量の 92.7%を占める
二酸化炭素を削減するための施策を中心に取り組みます。**

本計画の対象とする温室効果ガスは前ページに記載した 7 種類としますが、二酸化炭素が温室効果ガス総排出量の 92.7%と大部分を占めていることから、二酸化炭素の削減施策を中心に取り組み、この削減量を把握します。

その他の温室効果ガスについては、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」など関連法令に基づき、関係機関と協力して排出抑制に取り組んでいきます。

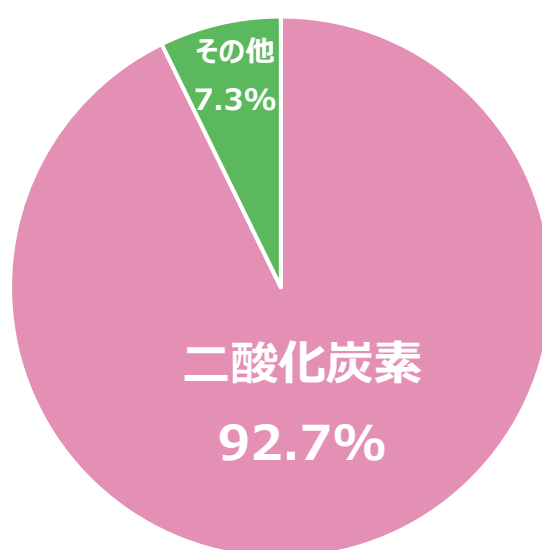


図 3-1 市川市の温室効果ガス排出量のガス別内訳 (2021 年度)

表 3-3 市川市の温室効果ガス排出量のガス別内訳 (2021 年度)

種別		排出量 (千 t-CO ₂)	割合 (%)
二酸化炭素	(CO ₂)	1,830.4	92.76
メタン	(CH ₄)	0.9	0.04
一酸化二窒素	(N ₂ O)	10.5	0.53
ハイドロフルオロカーボン	(HFCs)	130.9	6.64
パーフルオロカーボン	(PFCs)	0.5	0.03
六ふっ化硫黄	(SF ₆)	0.4	0.02
三ふっ化窒素	(NF ₃)	0.03	0.002
合計		1,973.6	100.0

注: 数値の合計は、端数処理により合わないことがあります。

3-3 二酸化炭素排出量の状況

(1) 二酸化炭素排出量の現況【2021（令和3）年度】

2021（令和3）年度における市域から排出された二酸化炭素排出量は次のとおりです。

なお、ここでは、発電に伴って排出される二酸化炭素排出量は、最終需要部門に按分して算出しています。

二酸化炭素排出量の部門別排出量

部門別排出量では、2021（令和3）年度の二酸化炭素排出量において、家庭部門が27.6%、産業部門が26.0%を占めています。

〔排出量の推移〕

全体の排出量は、2013（平成25）年度から2016（平成28）年度までは年々減少していましたが、2017（平成29）年度は前年度から増加し、その後は減少傾向が続きました。

2021（令和3）年度における二酸化炭素排出量は、183万t-CO₂で、2013（平成25）年度の排出量210万8千t-CO₂と比較して13.2%の減少となっています。

2013（平成25）年度比での削減割合は、家庭部門が最も大きく（22.0%）、次いで、廃棄物分野（12.7%）、業務その他部門（10.3%）が続くという結果となっています。

表 3-4 二酸化炭素排出量の算定に係る各部門の活動内容

部門	部門の活動内容
家庭部門	家庭における電気や燃料の消費
業務その他部門	事務所ビル、小売店舗、飲食店などにおける電気や燃料の消費
運輸部門	自動車（自家用、営業用）、鉄道における電気や燃料の消費
廃棄物分野（焼却処分）	廃棄物（家庭系ごみ、事業系ごみ）の燃焼等による処理
産業部門	製造業、建設業などにおける電気や燃料の消費

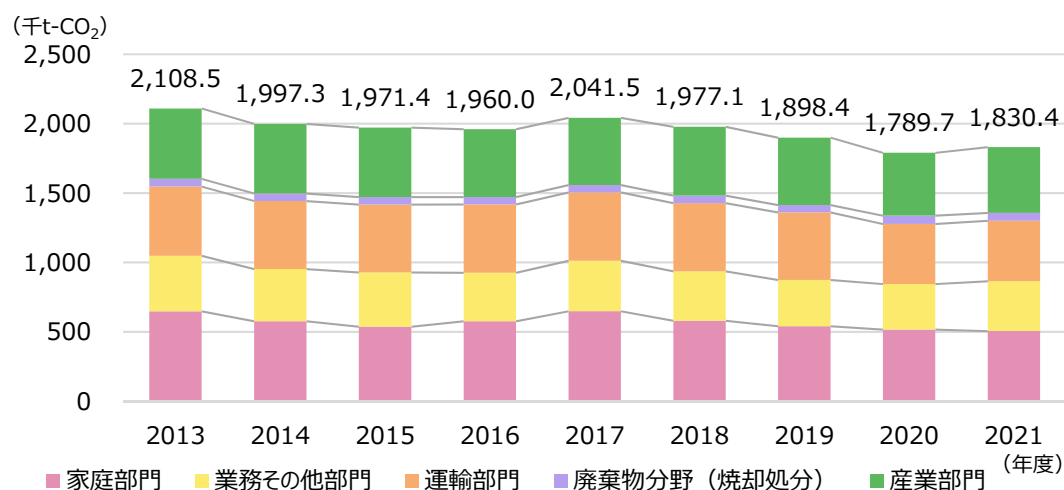


図 3-2 市川市の部門別二酸化炭素排出量

表 3-5 市川市の部門別二酸化炭素排出量の推移

単位：千t-CO₂

年度	2013 (平成 25)	2018 (平成 30)	2019 (令和元)	2020 (令和 2)	2021 (令和 3)	増減比率 2013 比
家庭部門	647.1	578.7	540.4	515.4	504.7	-22.0%
業務その他部門	400.3	356.9	333.0	328.1	359.0	-10.3%
運輸部門	499.3	491.5	486.6	433.2	436.1	-12.7%
廃棄物分野	55.1	53.4	53.5	60.1	57.1	3.8%
産業部門	506.8	496.6	484.9	453.0	473.5	-6.6%
合計	2,108.5	1,977.1	1,898.4	1,789.7	1,830.4	-13.2%

注：数値の合計は、端数処理により合わないことがあります。

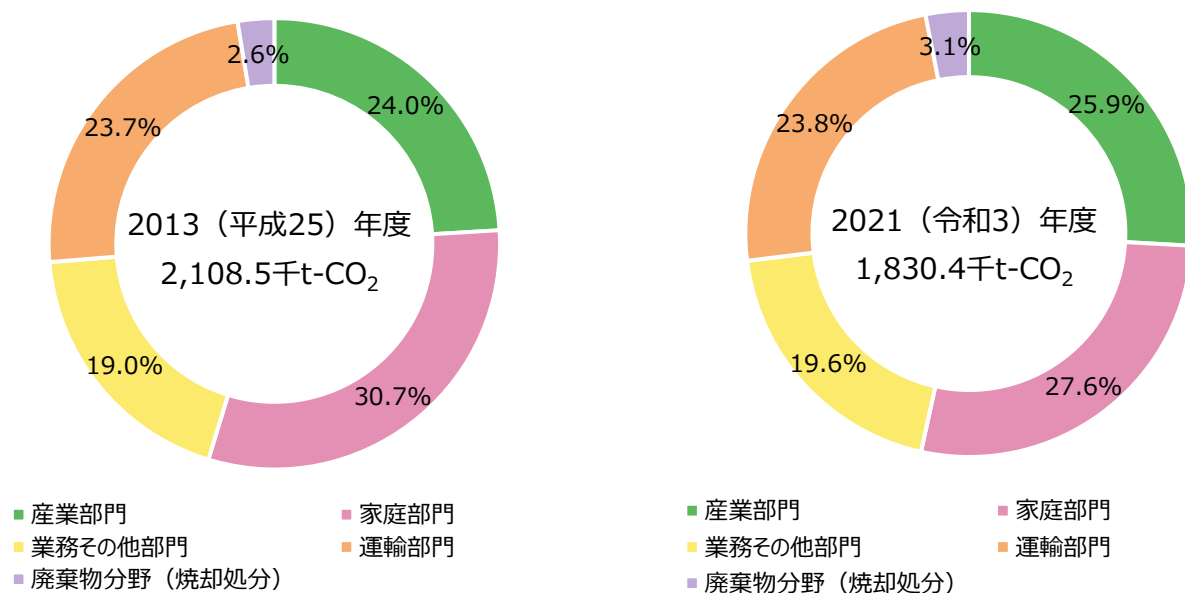


図 3-3 市川市の部門別二酸化炭素排出量割合

〔電力の二酸化炭素排出係数〕

電力の二酸化炭素排出係数とは、電力会社から供給される電気 1kWh 当たりで、どれだけの二酸化炭素を排出しているかを示す値であり、二酸化炭素排出量の推計に使用されています。

電力の使用により発生する二酸化炭素が、本市の温室効果ガス排出量の多くの割合を占めることから、二酸化炭素排出係数の変動は本市の二酸化炭素排出量に大きな影響を及ぼします。

なお、本市では環境省で公表している電気事業所別排出係数の東京電力エナジーパートナーの排出係数を参考にしています。推移をみると、2011（平成 23）年度の東日本大震災後は、排出係数が大きく増加しましたが、近年は、火力発電の熱効率向上や、原子力発電所の再稼働などに伴い、排出係数は減少傾向にあります。

表 3-6 電力の二酸化炭素排出係数の推移（2009 年度～2021 年度）

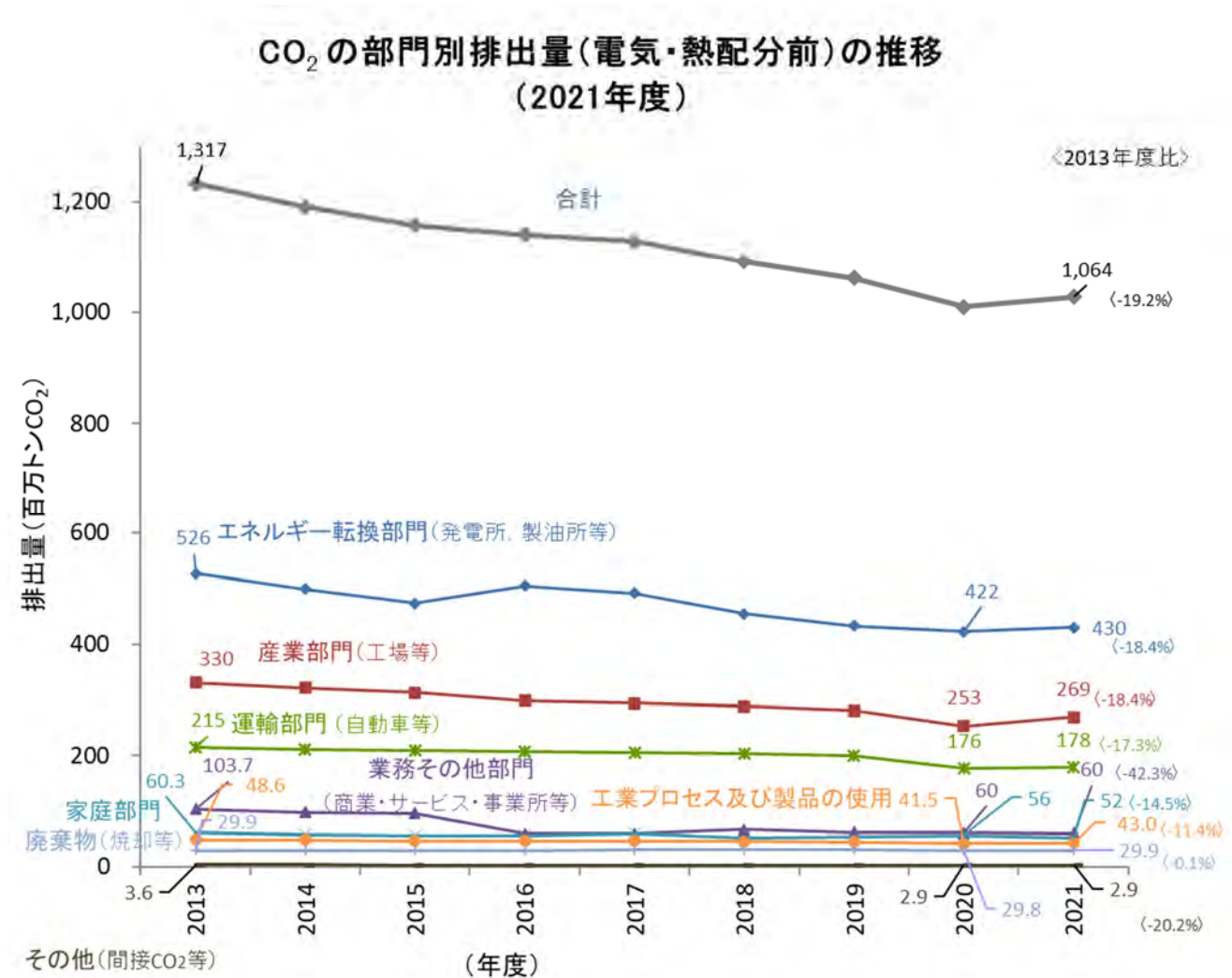
単位：kg-CO₂/kWh

年度	二酸化炭素排出係数	増減比率 2013 比
2009（平成 21）	0.384	-
2010（平成 22）	0.375	-
2011（平成 23）	0.464	-
2012（平成 24）	0.525	-
2013（平成 25）	0.531	-
2014（平成 26）	0.505	-4.9%
2015（平成 27）	0.500	-5.8%
2016（平成 28）	0.486	-8.5%
2017（平成 29）	0.475	-10.5%
2018（平成 30）	0.468	-14.3%
2019（令和元）	0.457	-16.8%
2020（令和 2）	0.447	-16.6%
2021（令和 3）	0.457	-14.1%

〔全国の推移〕

全国の2021（令和3）年度における二酸化炭素排出量は、10億6,369万t-CO₂と、2013（平成25）年度の排出量13億1,750万t-CO₂と比較すると、19.3%の減少となっています。

これは、火力発電の熱効率向上等に伴う電力由来の二酸化炭素排出量の減少や、エネルギー消費量の減少（省エネ等）に伴うエネルギー起源の二酸化炭素排出量の減少が要因となっています。



出典：「国立環境研究所温室効果ガスインベントリオフィスのデータ（日本の温室効果ガス排出量データ（1990～2021年度）（確報値）」より作成

図 3-4 全国の部門別二酸化炭素排出量

(2) 各部門の特徴

① 家庭部門

- 家庭部門からの二酸化炭素排出量は、2013（平成 25）年度と比べ、22% 減少しました。
- 排出量は、電気の消費による排出量が最も多く、2021（令和 3）年度は全体の約 68%を占めています。

〔排出量の推移〕

家庭部門の排出量は、2013（平成 25）年度から 2015（平成 27）年度までは年々減少していましたが、2016（平成 28）年度・2017（平成 29）年度は増加、その後減少しています。

2021（令和 3）年度における二酸化炭素排出量は 50 万 5 千 t-CO₂ で、2013（平成 25）年度の排出量 64 万 7 千 t-CO₂ と比較して 22%減少しています。

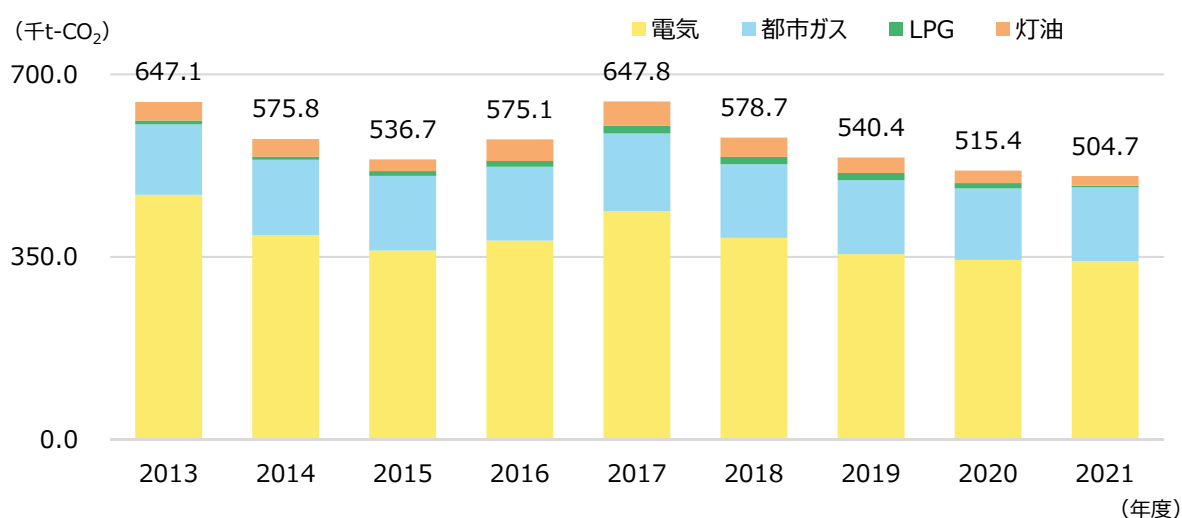


図 3-5 市川市のエネルギー種別二酸化炭素排出量の推移(家庭部門)

表 3-7 家庭部門の二酸化炭素排出量の推移

単位：千 t-CO₂

年度		2013 (平成 25)	2018 (平成 30)	2019 (令和元)	2020 (令和 2)	2021 (令和 3)	増減比率 2013 比
市 川 市	電気	468.8	386.3	355.1	344.0	341.7	-27.1%
	都市ガス	135.1	141.1	141.7	137.2	141.5	4.7%
	LPG	7.5	14.2	13.8	10.2	3.2	-57.6%
	灯油	35.6	37.0	29.8	24.1	18.4	-48.5%
	合計 (千 t-CO ₂)	647.1	578.7	540.4	515.4	504.7	-22.0%
全国 (百万 t-CO ₂)		217.8	168.7	159.9	162.9	152.9	-29.8%

注：数値の合計は、端数処理により合わないことがあります。

〔二酸化炭素排出量とエネルギー使用量の推移〕

本市の家庭部門におけるエネルギー使用量は、ここ数年間は減少傾向にあります。それに伴い、二酸化炭素の排出量も減少しています。

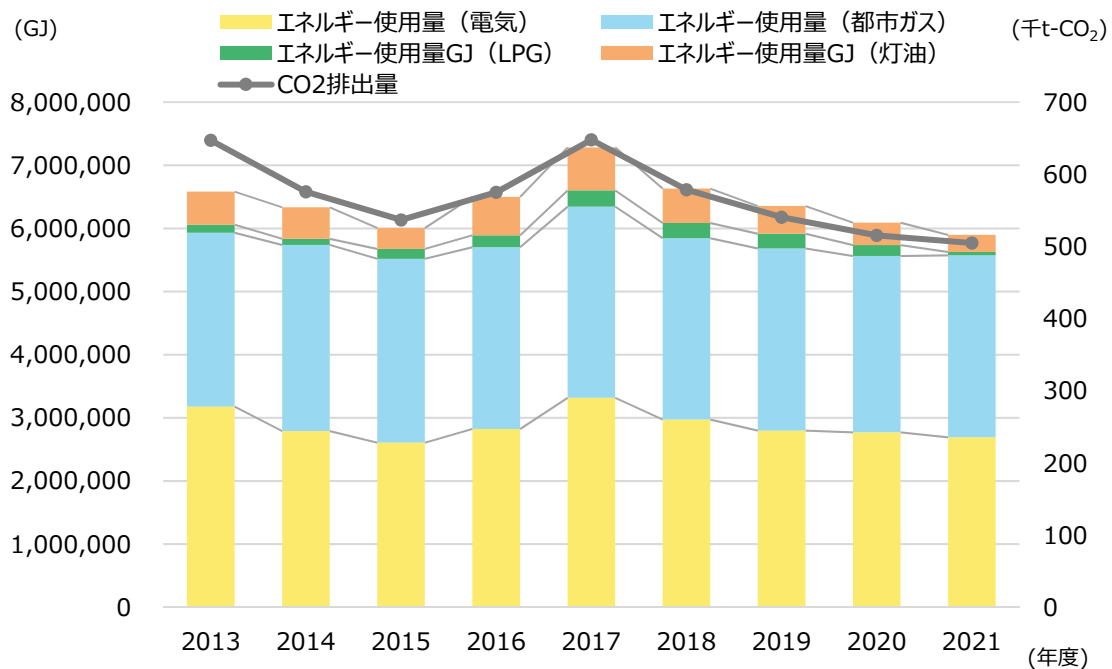


図 3-6 市川市の家庭部門のエネルギー使用量と二酸化炭素排出量の推移

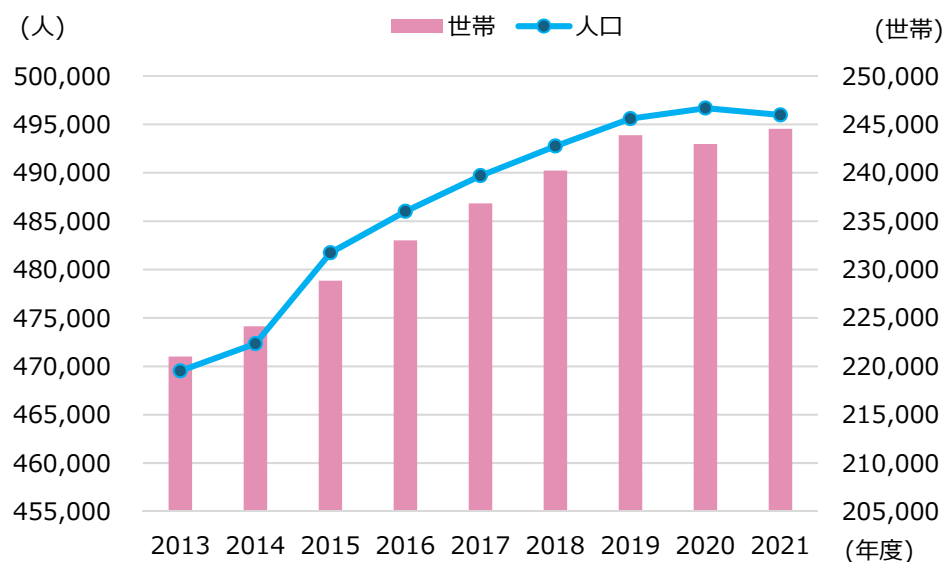
〔要因分析〕

本市の家庭部門の二酸化炭素排出量の推移をみると、2015（平成 27）年度から 2017（平成 29）年度までは増加していましたが、その後 2021（令和 3）年度まで減少しています。

家庭部門から排出される二酸化炭素は、各家庭で電気や燃料を消費することによって排出されています。本市ではこのうちの約 68%が電力の使用に伴うものであることから、各家庭で消費される電気使用量は二酸化炭素排出量に大きな影響を及ぼします。

このため、市内の電気使用量に大きな影響を及ぼす人口や世帯数の増減は、二酸化炭素排出量の増減に大きく関連します。

本市の人口・世帯数の推移をみると、人口・世帯数ともに増加傾向にあり、家庭部門の電気消費量は増えやすい状況であったことがうかがえます。



市川市統計年鑑より作成

図 3-7 市川市の人口と世帯数の推移

しかし、人口が増加している状況や最高気温が毎年更新するような昨今の異常気象にもかかわらず、本市のエネルギー使用量は年々減少しています。

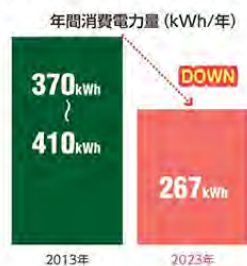
まず、市民の省エネに対する意識や省エネ行動の実践率が高まっている事が、エネルギー使用量減少の要因の一つとして考えることができます。しかし、近年は実践率が高止まりしており、今後はさらなる意識向上を図る必要があります。

表 3-8 エコライフの実践率

年度	2013	2018	2019	2020	2021
エコライフの実践率 (%)	50	60	62	62	50

また、家庭向け家電製品における省エネ性能が向上していることが考えられます。特に冷蔵庫、照明器具、エアコン、温水洗浄便座など日常的に使用する家電の省エネ化も大きな要因の一つと考えることができます。

●省エネ性能の比較（451L～500Lの例）



※このデータは特定冷蔵庫の年間消費電力量を示したものではありません。
※年間消費電力量は、一定の条件の下で行われた試算結果をもとに算出した目安です。
2013年はJIS C 9612:2005、2023年はJIS C 9801-3:2015による。

出典：一般財団法人 家電製品協会「2024年度版スマートライフおすすめBOOK」

図 3-8 冷蔵庫の省エネ性能比較

●省エネ性能の比較（年間消費電力量 (kWh/年)）



※年間点灯時間：2000時間（1日5～6時間点灯した場合）
※消費電力：白熱電球54W、電球形LEDランプ7.5W

出典：一般財団法人 家電製品協会「2024年度版スマートライフおすすめBOOK」

図 3-9 照明器具の省エネ性能比

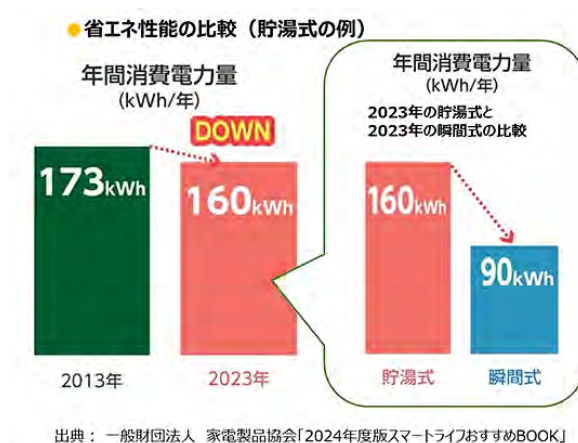


図 3-10 温水洗浄便座の省エネ



図 3-11 エアコンの省エネ性能比

最後に、家庭部門から排出される二酸化炭素は、約 68%が電力の使用に伴うものであるため、電力の消費に伴って排出される二酸化炭素の推計に用いられている排出係数が低下したことも、要因の一つと考えることができます。

以上の理由などから基準年度である 2013（平成 25）年度と比べて二酸化炭素排出量も減少していると思われます。

② 業務その他部門

- 業務その他部門からの二酸化炭素排出量は、2013（平成 25）年度と比べ、10.3%減少しています。
- 排出量は、電気の消費による排出量が最も多く、2021（令和 3）年度は、全体の約 84%を占めています。

〔排出量の推移〕

業務その他部門の排出量は、2013（平成 25）年度から増減を繰り返しながら緩やかに減少しています。

2021（令和 3）年度における二酸化炭素排出量は、35 万 9 千 t-CO₂で、2013（平成 25）年度の排出量 40 万 t-CO₂と比較して 10.3%の減少となっています。

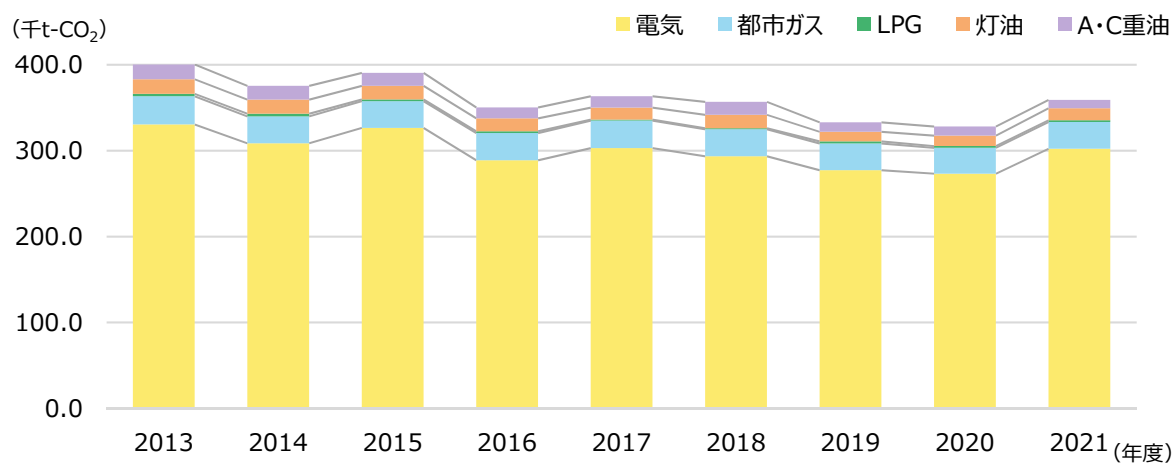


図 3-12 市川市のエネルギー別二酸化炭素排出量の推移（業務その他部門）

表 3-9 業務その他部門の二酸化炭素排出量の推移

単位：千 t-CO₂

年度		2013 (平成 25)	2018 (平成 30)	2019 (令和元)	2020 (令和 2)	2021 (令和 3)	増減比率 2013 比
市川市	電気	330.5	293.5	277.2	273.2	302.3	-8.5%
	都市ガス	32.8	31.5	31.1	30.1	31.0	-5.4%
	LPG	2.9	1.0	2.5	2.0	2.0	-28.7%
	灯油	16.9	15.7	11.2	12.1	14.0	-17.3%
	A 重油等	17.2	15.2	11.0	10.6	9.6	-44.1%
合計 (千 t-CO ₂)		400.3	356.9	333.0	328.1	359.0	-10.3%
全国 (百万 t-CO ₂)		258.2	190.5	182.3	171.0	181.6	-29.6%

注：数値の合計は、端数処理により、合わないことがあります。

〔業務その他部門のエネルギー使用量と 1m²当たりの延床面積の推移〕

2021（令和 3）年度と 2013（平成 25）年度のエネルギー使用量と 1m²当たりのエネルギー使用量とを比較すると、エネルギー使用量は 1.8%減少したのに対し、1m²当たりのエネルギー使用量は 6.7%減少しています。

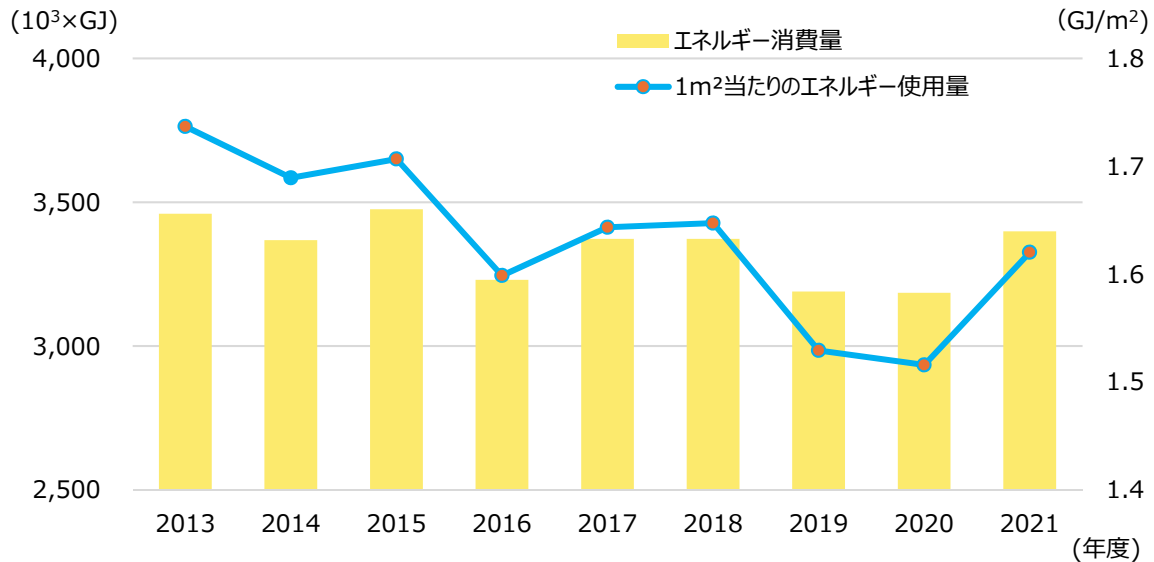


図 3-13 市川市の業務その他部門のエネルギー使用量と 1m²当たりのエネルギー使用量の推移

表 3-10 市川市の業務その他部門のエネルギー使用量と建築物の延床面積等の推移

年度	2013 (平成 25)	2018 (平成 30)	2019 (令和元)	2020 (令和 2)	2021 (令和 3)	増減比率 2013 比
エネルギー使用量 (10 ³ ×GJ)	3,460	3,372	3,189	3,185	3,398	-1.8%
総延床面積 (千m ²)	1,992	2,047	2,085	2,101	2,097	5.3%
1 m ² 当たり エネルギー使用量 (GJ/m ²)	1.74	1.65	1.53	1.52	1.62	-6.7%

〔要因分析〕

業務その他部門からの二酸化炭素の排出は、事務所ビル、小売店舗、飲食店などの電気や燃料の消費に伴うものであり、排出量全体の約 84%が電力使用により生じています。

近年、業務その他部門のエネルギー消費量は横ばい傾向にあり、内訳をみると、二酸化炭素排出量に大きく影響する事業所などの建物延床面積は概ね増加傾向となっています。

一方、1 m² 当たりのエネルギー使用量は新型コロナウイルス感染症が拡大した前後（2018（平成 30）年度と 2021（令和 3）年度）で比較しても減少傾向にあることから、建物におけるエネルギー消費効率が向上していることがうかがえます。

この建物のエネルギー消費効率の向上により、業務その他部門の二酸化炭素排出量は、2021（令和 3）年度においては新型コロナウイルス感染症が拡大した期間と比べて増加していますが、2013（平成 25）年度から増減を繰り返しながら緩やかに減少しています。（表 3-11）

二酸化炭素排出量が減少している大きな要因として、電力消費に伴う二酸化炭素排出係数の改善や、事業所等におけるクールビズ・ウォームビズといった省エネ行動の実践率の高まり、LED 照明などをはじめとした省エネ設備の普及拡大や、コージェネレーションシステムの導入が影響していると考えられます。

コラム

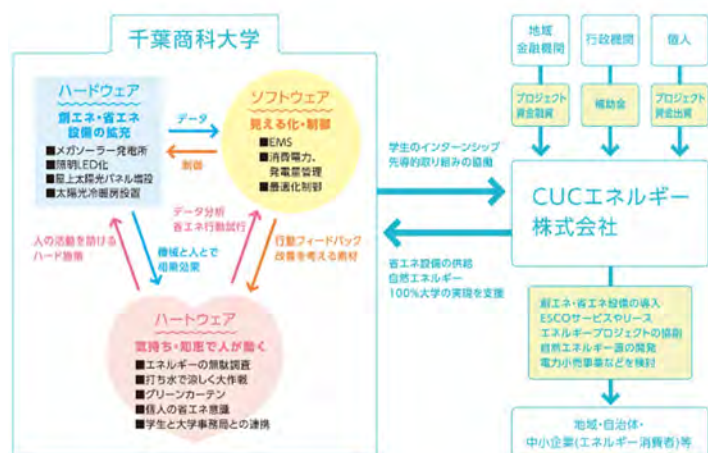
排出量削減に向けた先進的な取組



本市にある「千葉商科大学」は、2019 年 2 月に国内の大学で初めて 1 年間（2018 年 2 月～2019 年 1 月）の消費電力量における再生可能エネルギーの割合が 100%を超えたことを発表し、現在は総消費エネルギー量（電気＋ガス）をすべて自然エネルギーでまかなう事を目標に取り組んでいます。

■ 主な取組

- ①ハードウェア：メガソーラー野田発電所のパネル増設、キャンパス照明の LED 化
- ②ソフトウェア：EMS（エネルギー管理システム）の導入
- ③ハートウェア：省エネ意識の醸成、グリーンカーテンの設置など



目標の実現に向けて、これまで本学が取り組んできた地球温暖化対策活動を軸として、ハードウェア、ソフトウェア、ハートウェアという 3 つの柱で、全学的なスキームを展開して取り組んでいます。

目標達成に向けたスキーム
(千葉商科大学ホームページより)

運輸部門

- 運輸部門からの二酸化炭素排出量は、2013（平成 25）年度と比べ、12.7%減少しています。
- 排出量は、自動車からの排出量が多く、2021（令和 3）年度は、全体の約 96%を占めています。

〔排出量の推移〕

運輸部門の排出量は、2013（平成 25）年度から増減を繰り返しながら緩やかに減少しています。

2021（令和 3）年度における二酸化炭素排出量は、43 万 6 千 t-CO₂で、2013（平成 25）年度の排出量 49 万 9 千 t-CO₂と比較して 12.7%の減少となっています。

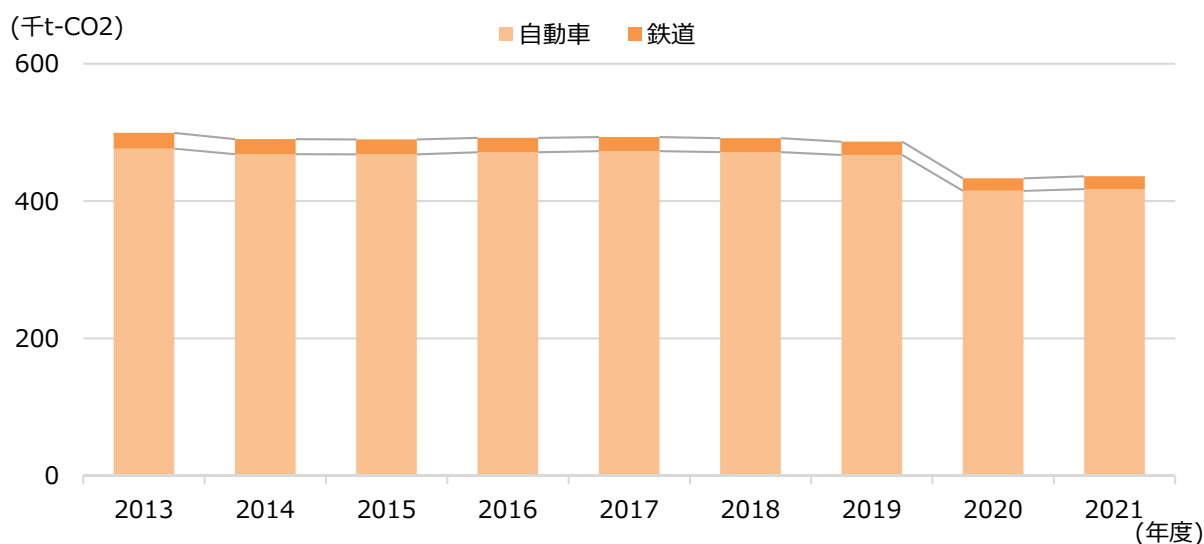


図 3-14 市川市の二酸化炭素排出量の推移（運輸部門）

表 3-13 運輸部門の二酸化炭素排出量の推移

単位：千 t - CO₂

年度		2013 (平成 25)	2018 (平成 30)	2019 (令和元)	2020 (令和 2)	2021 (令和 3)	増減比率 2013 比
市川市	自動車	476.3	471.4	467.0	414.9	417.4	-12.4%
	鉄道	22.9	20.1	19.5	18.3	18.7	-18.6%
合計 (千 t-CO ₂)		499.3	491.5	486.6	433.2	436.1	-12.7%
全国 (百万 t-CO ₂)		203.4	189.5	185.5	168.4	167.8	-17.5%

注：数値の合計は、端数処理により、合わないことがあります。

〔自動車保有台数の推移〕

2021（令和 3）年度と 2013（平成 25）年度の自動車保有台数を比較すると、自動車の台数は旅客部門で 2.6％減少したのに対し、貨物部門は 5.8％増加しています。

また、軽自動車は 17.6％増加しており、自動車全体では約 2.0％の増加となっています。

表 3-14 市川市の自動車保有台数

単位：台

年度		2013 (平成 25)	2018 (平成 30)	2019 (令和元)	2020 (令和 2)	2021 (令和 3)	増減比率 2013 比
旅客	自家用	110,994	108,223	107,568	107,825	107,986	-2.7%
	営業用	1,982	2,127	2,137	2,082	2,069	4.4%
	計	112,976	110,350	109,706	109,907	110,056	-2.6%
貨物	自家用	10,259	10,533	10,448	10,540	10,541	2.8%
	営業用	4,129	4,768	4,886	4,806	4,677	13.3%
	計	14,388	15,302	15,334	15,346	15,218	5.8%
その他 LPG 車		156	107	95	123	73	-53.1%
軽自動車		30,426	33,861	34,357	35,333	35,783	17.6%
合計		157,946	159,620	159,492	160,709	161,130	2.0%

注：数値の合計は、端数処理により、合わないことがあります。

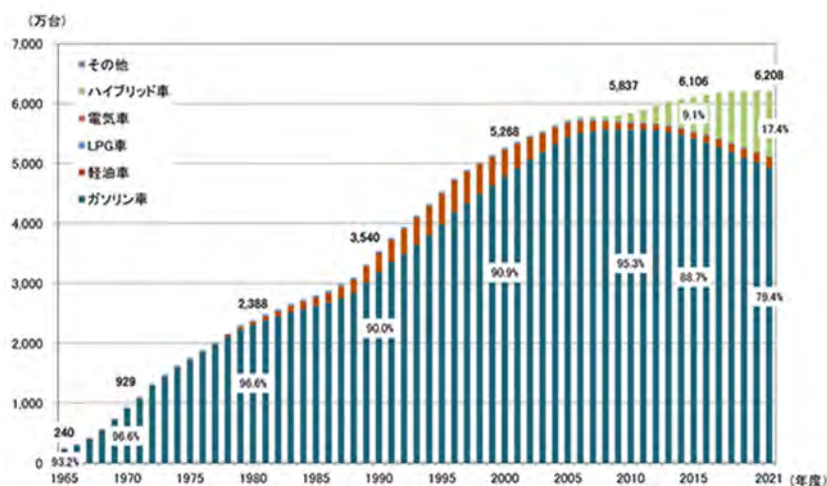
〔要因分析〕

運輸部門からの二酸化炭素の排出は、自動車（自家用、営業用）や鉄道の利用に伴うエネルギー消費によるもので、排出量全体の約 96%が自動車の利用から生じています。

2013(平成 25)年度からの二酸化炭素排出量は、全国的には年々減少傾向にありますが、本市においては、新型コロナウイルス感染拡大の影響等による減少後、再び排出量が増加しています。

自動車は、全国的に軽自動車への買い替えが増えており、本市でも自動車全体の保有台数が 2013（平成 25）年度比で 2.0%の増加と微増であるのに対し、軽自動車は 17.6%と大幅に増加しています。

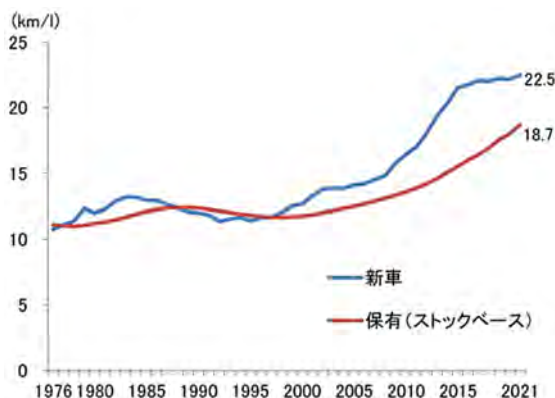
また、ガソリン車に比べて燃費の良いハイブリッド自動車等のシェア率の増大も、自動車保有台数が増加しながらも二酸化炭素排出量が減少している要因の一つと考えることができます。



出典：経済産業省「エネルギー白書 2023」（図【第 212-3-5】）より

図 3-18 旅客自動車の車種別保有台数の推移

また、近年はガソリン乗用車の燃費効率が向上し、新車の 1ℓ 当たりの走行距離が年々伸びています。（図 3-19）



出典：経済産業省「エネルギー白書 2023」（図【第 212-3-6】）より

図 3-19 ガソリン乗用車平均燃費（10・15 モード）の推移

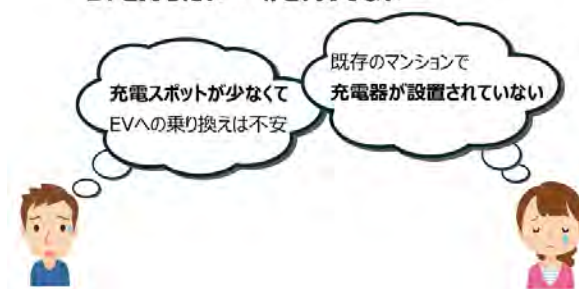
これらのことから、運輸部門においては、1 台あたりの二酸化炭素排出量が少ない軽自動車等の普及が進むとともに、自動車の燃費効率が向上したことによって、二酸化炭素排出量が減少していると考えられます。



運輸部門の二酸化炭素排出量を削減するための対策に、電気自動車（EV）の普及が挙げられます。しかし、EV の導入には、ガソリン車に比べ

- ① 充電できる施設・場所が少ない
- ② 賃貸物件、集合住宅に住んでいるので充電器を設置できない

EVを持ちたい…けど、持てない…

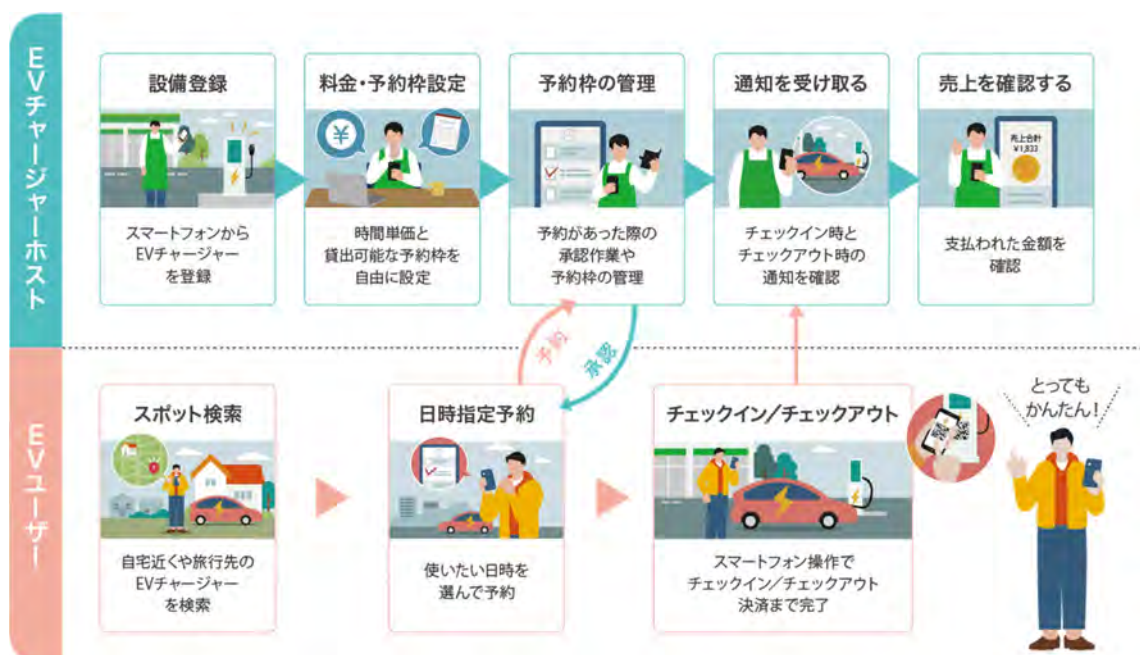


などの理由により、EV 購入に踏み出せない方も多くいらっしゃいます。

これらを解決するために、市川市では、令和5年10月にパナソニック株式会社エレクトリックワークス社（以下「パナソニック」）と「EV 用充電インフラの整備促進及び啓発に向けた協定」を締結しました。

パナソニックが運用を開始したシェアリングサービス「everiwa」を利用することで、充電器をお持ちの個人や事業者（ホスト）は自身の未使用時に充電器を貸し出し、EV 所有者（ユーザー）は貸出時間内に予約し、充電することが出来ます。外出先で用事を済ませている間に充電したり、また自宅に EV 充電器がない方でも、近所の everiwa 対応充電器で夜間に充電するという使い方もできます。

市川市の公共施設にも everiwa 対応の充電器を設置しており、EV 充電インフラの整備により、EV の普及促進につなげていきたいと考えています。



廃棄物分野

- 廃棄物分野からの排出量は、2013（平成 25）年度と比べ、3.8%増加しています。
- 一般廃棄物の焼却処理量は、2013（平成 25）年度と比べ、3.8%増加しています。

〔排出量の推移〕

廃棄物分野の排出量は、2013（平成 25）年度から緩やかな減少傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響等により 2020（令和 2）年度には増加しました。

2021（令和 3）年度における二酸化炭素排出量は、5 万 7 千 t-CO₂ で、2013（平成 25）年度の排出量 5 万 5 千 t-CO₂ と比較して 3.8%の増加となっています。

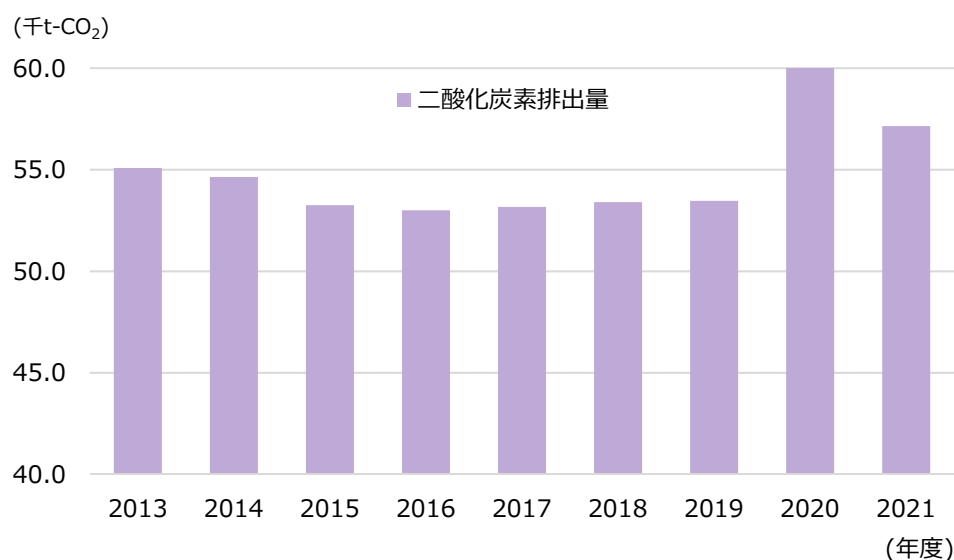


図 3-20 市川市の二酸化炭素排出量の推移（廃棄物分野）

表 3-15 廃棄物分野の二酸化炭素排出量の推移

単位：千 t - CO₂

年度	2013 (平成 25)	2018 (平成 30)	2019 (令和元)	2020 (令和 2)	2021 (令和 3)	増減比率 2013 比
市川市 (千 t -CO ₂)	55.1	53.4	53.5	60.1	57.1	3.8%
全国 (百万 t-CO ₂)	29.9	30.8	31.3	29.8	30.6	2.3%

注：一般廃棄物のうち、バイオマス起源（生ごみや紙）以外の廃プラスチック等の焼却に伴う二酸化炭素排出量について算出しています。

〔一般廃棄物の焼却処理量の推移〕

一般廃棄物の焼却量は、2021（令和 3）年度と 2013（平成 25）年度を比較すると 3.8% 増加しています。

しかし、一人当たりの処理量は 1.8%減少しています。

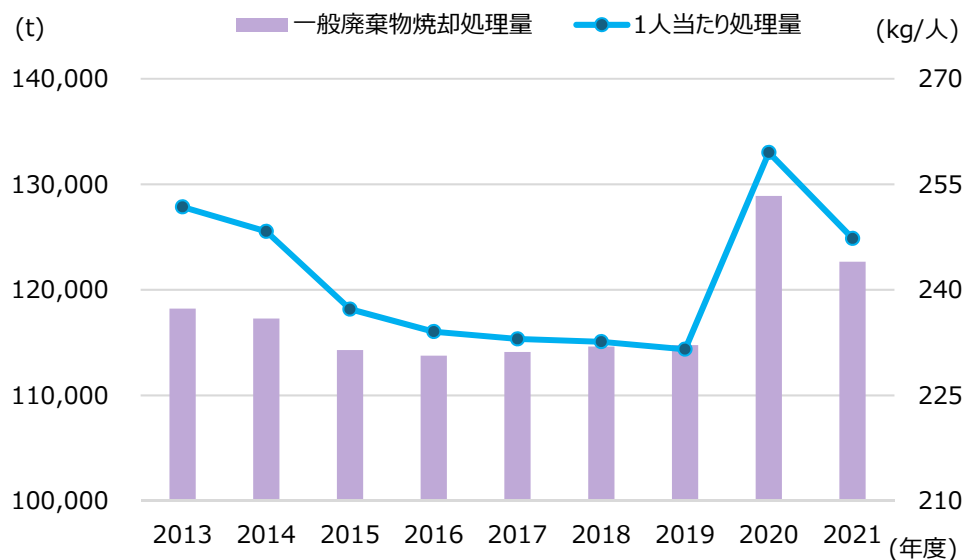


図 3-21 市川市の一般廃棄物焼却処理量及び一人当たり処理量の推移

表 3-16 市川市の一般廃棄物の焼却処理量の推移

年度	2013 (平成 25)	2018 (平成 30)	2019 (令和元)	2020 (令和 2)	2021 (令和 3)	増減比率 2013 比
一般廃棄物 焼却処理量 (t)	118,215	114,622	114,755	128,891	122,652	3.8%
一人当たり 処理量 (kg)	252	233	232	260	247	-1.8%

出典：市川市じゅんかん白書より

〔要因分析〕

廃棄物分野からの二酸化炭素の排出は、廃棄物（家庭系ごみ、事業系ごみ）に含まれるプラスチック等の焼却によるものです。

廃棄物分野の二酸化炭素排出量は 2016（平成 28）年度までは緩やかに減少し、2017（平成 29）年度以降は増加、新型コロナウイルス感染拡大の影響等により 2020（令和 2）年度には大幅に増加しています。2021（令和 3）年度の排出量は、2013（平成 25）年度比で 3.8%の増加となっています。

廃棄物分野の二酸化炭素排出量の増減に影響する要素としては、一般家庭等から出されるごみの量があげられます。

本市では、人口や世帯数が年々増加しており、2021（令和 3）年度時点では、2013（平成 25）年度比で、人口は約 5.6%、世帯数は約 10.7%増加しており、一般廃棄物焼却処理量も 3.8%増加しています。

人口・世帯の増加や新型コロナウイルス感染拡大の影響等による外出機会の減少に伴い、一般廃棄物として出されるごみの量が増え二酸化炭素排出量が増加したと考えられます。

また、ごみの分別収集に関する出前説明会も引き続き推進することで、ごみの排出量削減や市民のごみ問題に関する意識を高める必要があります。

表 3-17 ごみの分別収集に関する出前説明会の推移

年度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
各自治会	1	9	14	190	1	1	7	0	0	0
小学校	5	5	6	6	5	10	4	3	10	8
幼稚園・ 保育園	0	0	0	2	15	16	17	0	0	0
その他 市民活動団 体等	11	45	34	35	8	4	1	2	2	5
合計（回）	17	59	54	233	29	31	29	5	12	13
参加人数 （人）	1,015	2,958	3,132	6,956	1,677	1,784	1,691	371	993	804

注：2016 年度は、2017 年度からの資源物とごみの収集回数変更に伴い、市内の全自治会を対象に説明会を開催しました。

出典：市川市じゅんかん白書より

③ 産業部門

- 産業部門からの二酸化炭素排出量は、2013（平成 25）年度と比べ、6.6% 減少しています。
- 排出量は、製造業からの排出量が多く、2021（令和 3）年度は全体の約 88%を占めています。

〔排出量の推移〕

産業部門の排出量は、減少と増加を繰り返しているものの、2013（平成 25）年度から、概ね緩やかな減少傾向にあります。

2021（令和 3）年度における二酸化炭素排出量は、47 万 4 千 t-CO₂で、2013（平成 25）年度の排出量 50 万 7 千 t-CO₂と比較して 6.6%の減少となっています。

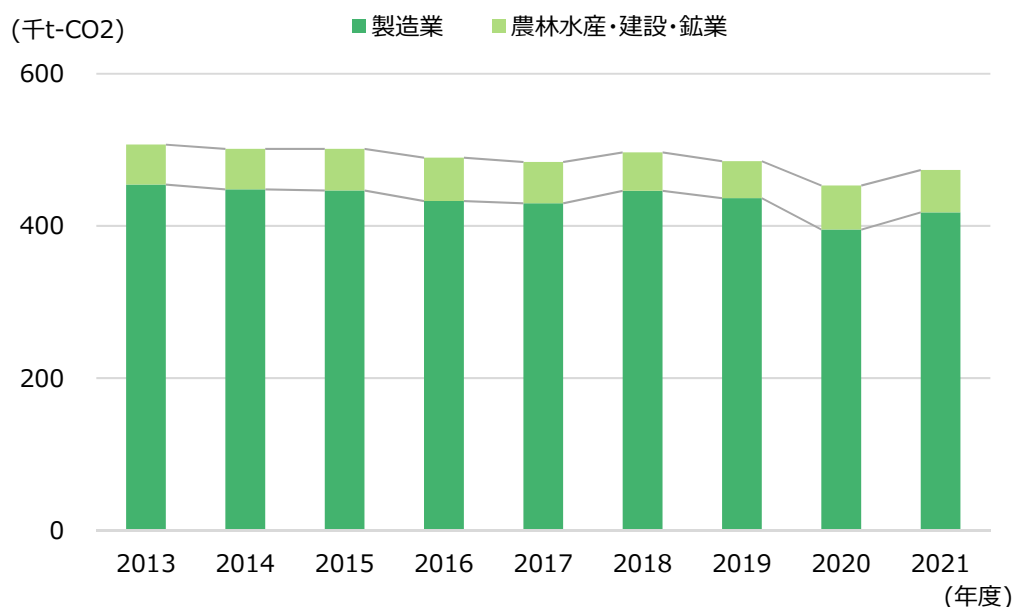


図 3-22 市川市の二酸化炭素排出量の推移（産業部門）

表 3-18 産業部門の二酸化炭素排出量の推移

単位：千 t- CO₂

年度		2013 (平成 25)	2018 (平成 30)	2019 (令和元)	2020 (令和 2)	2021 (令和 3)	増減比率 2013 比
市川市	製造業	454.2	446.1	436.3	395.1	417.6	-8.1%
	農林水産 鉱建設業	52.6	50.4	48.6	57.9	55.8	6.2%
	合計 (千 t-CO ₂)	506.8	496.6	484.9	453.0	473.5	-6.6%
全国 (百万 t-CO ₂)		463.6	402.9	387.3	355.4	371.9	-24.6%

注：数値の合計は、端数処理により、合わないことがあります。

〔変更点〕

産業部門のうち製造業の二酸化炭素排出量の計算方法について、「第二次地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」から、以下の変更を行いました。

表 3-19 製造業における二酸化炭素排出量の計算方法の変更概要

変更前	変更後
・千葉県全体の燃料消費量から按分し計算した本市の各種燃料消費量と排出係数を乗じて排出量を計算した後、積上げを行い計算	・業種ごとに按分方法を変更して、全国の排出量を按分して計算 ・一部業種※について、温対法に基づく「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」により、温室効果ガスを一定以上排出する者（特定排出者）が報告した温室効果ガス量を使用して計算
	※ プラスチック製品製造業、金属製品製造業、食料品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、化学工業、石油製品・石炭製品製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業

〔変更理由〕

本市の各種燃料消費量は、千葉県の製造品出荷額を本市の製造品出荷額で除したものに各種燃料消費量を乗じて計算していましたが、千葉県各市の製造業における燃料使用量の影響が本市に反映されてしまい、実態と乖離した排出量が計算されてしまうため、より実態に即した排出量となるよう計算方法を見直しました。

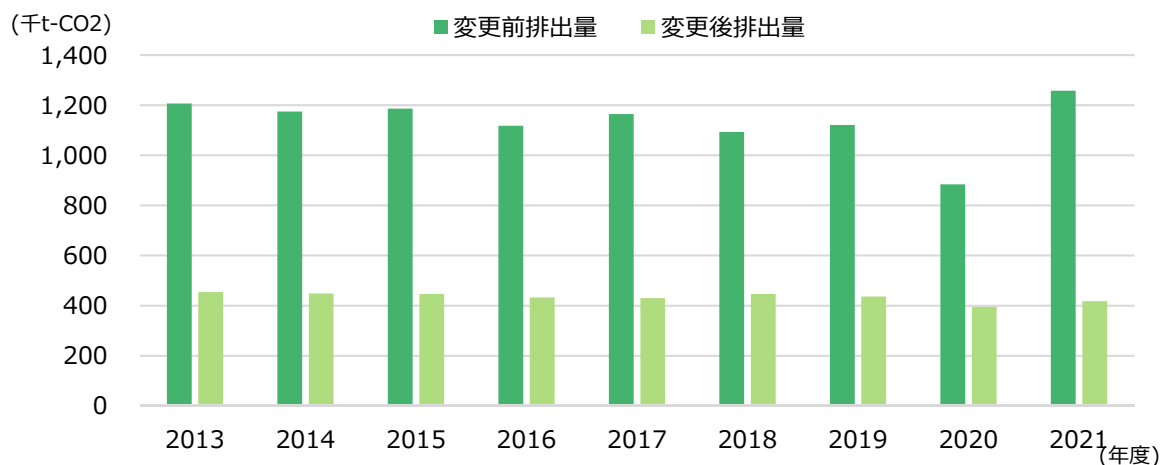


図 3-24 製造業の二酸化炭素排出量の変更前・変更後

〔要因分析〕

農林水産・建設・鉱業の排出量は、千葉県の原油消費量に依存しているため、千葉県の消費量に応じて二酸化炭素排出量が増減しています。

製造業の排出量は、エネルギー多消費業種の温対法に基づく排出量の影響が大きいです。例えば、エネルギー多消費業種以外の排出量が増加しているにもかかわらず、エネルギー多消費業種の排出量が下がったため、2019 年度排出量（対 2018 年度比）は減少しています。

《参考》市川市の製造品出荷額の推移について

本市の製造業の製造品出荷額について、2013（平成 25）年度と 2021（令和 3）年度の項目別で比較すると、金額では、鉄鋼業や非鉄金属製品製造業が大きく増え、増減率では、はん用機械器具製造業や生産用機械器具製造業が大きく増えたことにより、出荷額全体においても大きく増加しました。

表 3-22 市川市の製造品出荷額の比較（2013 年度・2021 年度）

単位：百万円

項目名	2013 年度	2021 年度	金額差	2013 年度比
食料品製造業	24,698	19,528	▲ 5,170	-20.9%
飲料・たばこ・飼料製造業	0	0	0	—
繊維工業	1,688	1,090	▲ 598	-35.4%
木材・木製品製造業（家具を除く）	928	487	▲ 441	-47.6%
家具・装備品製造業	803	860	57	7.0%
パルプ・紙・紙加工品製造業	14,904	16,874	1,970	13.2%
印刷・同関連業	3,755	7,971	4,215	112.3%
化学工業	10,390	11,282	892	8.6%
石油製品・石炭製品製造業	27,872	25,023	▲ 2,849	-10.2%
プラスチック製品製造業（別掲を除く）	10,862	8,911	▲ 1,951	-18.0%
ゴム製品製造業	286	200	▲ 85	-29.8%
なめし革・同製品・毛皮製造業	785	544	▲ 241	-30.7%
窯業・土石製品製造業	14,661	14,739	79	0.5%
鉄鋼業	166,466	220,675	54,209	32.6%
非鉄金属製造業	11,853	49,185	37,331	314.9%
金属製品製造業	16,952	11,394	▲ 5,558	-32.8%
はん用機械器具製造業	1,557	6,801	5,244	336.9%
生産用機械器具製造業	4,116	15,901	11,785	286.3%
業務用機械器具製造業	6,255	8,625	2,371	37.9%
電子部品・デバイス・電子回路製造業	4,070	1,367	▲ 2,703	-66.4%
電気機械器具製造業	1,833	2,664	831	45.4%
情報通信機械器具製造業	9,211	3,523	▲ 5,688	-61.8%
輸送用機械器具製造業	3,710	2,515	▲ 1,195	-32.2%
その他の製造業	1,532	6,959	5,427	354.3%
合計	339,187	437,119	97,932	28.9%

④ まとめ

各部門における二酸化炭素排出量の推移と特徴及び増減要因についてのまとめを以下に示します。

表 3-23 市川市の 2021（令和 3）年度における部門別二酸化炭素排出量の特徴と増減要因

排出部門 〔2021（令和 3） 年度の排出割合〕	排出特徴と増減要因	
家庭部門 (22.0% ↓)	排出特徴	全部門における排出量の約 27.6%を占め、そのうち電気の使用によるものが約 68%、都市ガスの使用によるものが約 28%を占める
	増減要因	・ 人口、世帯数の増加 ・ 市民の省エネ行動の実践率の向上 ・ 省エネ家電などの省エネルギー機器の普及
業務その他部門 (10.3% ↓)	排出特徴	全部門における排出量の約 19.6%を占め、そのうち電気の使用によるものが約 84%、その他の燃料の使用によるものが約 16%を占める
	増減要因	・ 建築物におけるエネルギー使用効率の向上 ・ 建物の断熱性の向上、コージェネレーションシステムの導入
運輸部門 (12.7% ↓)	排出特徴	全部門における排出量の約 23.8%を占め、そのうち自動車からの排出量が約 96%を占める
	増減要因	・ 軽乗用車、ハイブリッド自動車等の普及 ・ 自動車の燃費向上
廃棄物分野 (3.8% ↑)	排出特徴	全部門における排出量の約 3.1%を占め、ごみに含まれる廃プラスチック等の焼却により発生する
	増減要因	・ 新型コロナウイルス感染拡大の影響による、いわゆる「おうち時間」の増加に伴う家庭ごみの増加
産業部門 (6.6% ↓)	排出特徴	全部門における排出量の約 25.9%を占め、そのうち製造業からの排出量が約 88%を占める
	増減要因	・ 計算方法の変更 ・ 農林水産鉱建設業における原油等の消費量の増加 ・ 製造業における製造品出荷額の増減 ・ 製造業におけるエネルギー多消費業種の排出量の増減

第4章 計画の目標

4-1 これまでの取組結果

市川市では、2020（令和2）年度に策定した地球温暖化対策実行計画（以下「第二次実行計画」という。）に基づき、短期・中期・長期と二酸化炭素排出量削減目標を立てて（表4-1）、二酸化炭素排出量の削減に取り組んできました。

表 4-1 第二次実行計画の削減目標

短期（2025（令和7）年度）目標	平成25年度（2013）比で 33%削減
中期（2030（令和12）年度）目標	平成25年度（2013）比で 50%削減
長期（2050（令和32）年度）目標	平成25年度（2013）比で 実質ゼロ

第二次実行計画の短期目標は2025（令和7）年度までに、基準年度である2013（平成25）年度比で33%の削減を目指していますが、2021（令和3）年度の二酸化炭素排出量の削減率は13%に留まっています。（表3-5）

本市では、この結果を踏まえて、進行する地球温暖化を抑制するために、二酸化炭素排出量削減に向けた取組を見直し、意欲的な目標を定めて、より一層の二酸化炭素排出削減に取り組んでいく必要があります。

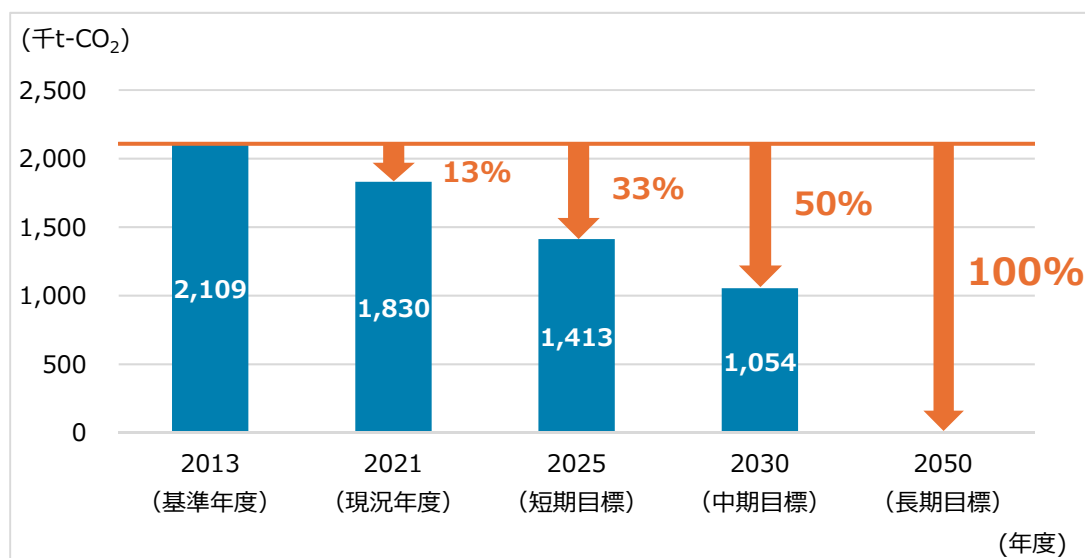


図 4-1 これまでの二酸化炭素排出量と第二次実行計画の削減目標

注：上記基準年度及び現況年度は、変更後の算出方法による排出量です（P46 参照）

4-2 二酸化炭素削減目標

これまでの取組結果を踏まえ、今後、さらなる二酸化炭素排出量の削減に向けて、取組を加速し計画的に推進していくため、本計画では、短期、中期、長期の3つの目標を以下のとおり設定します。

表 4-2 二酸化炭素削減目標の設定

短期目標 2030（令和 12）年度	50%削減 平成 25 年度（2013）比（1,054 千 t-CO ₂ 削減）
○ 短期目標は、2030（令和 12）年度における追加的な対策を見込まないまま推移した場合に、市域から排出される二酸化炭素排出量（現状すう勢）から、50%削減に必要な二酸化炭素排出量を「省エネ行動による削減量」と「再生可能エネルギー等の導入による削減量」に分けて設定しました。	
中期目標 2035（令和 17）年度	60%削減 平成 25 年度（2013）比（1,265 千 t-CO ₂ 削減）
○ 中期目標は、短期目標年次よりもさらに先を見据え、より長い期間で実施する脱炭素施策により達成する目標を掲げるものです。	
長期目標 2050（令和 32）年度	二酸化炭素排出量実質ゼロ 平成 25 年度（2013）比（2,108 千 t-CO ₂ 削減）
○ 長期目標は、地球温暖化を防ぎ、気候変動の影響を回避・低減し、持続可能な脱炭素社会を構築するために掲げるものです。 ○ 2015（平成 27）年に合意されたパリ協定では、「平均気温上昇の幅を 2 度未満」とする目標が国際的に広く共有されました。2018（平成 30）年に公表された IPCC（国連の気候変動に関する政府間パネル）の特別報告書においては、「気温上昇を 2 度よりリスクの低い 1.5 度に抑えるためには、2050 年までに CO ₂ の実質排出量をゼロにすることが必要」とされています。	

次のページから、目標の設定手順について示します。

4-3 削減目標設定の考え方

(1) 二酸化炭素排出量の将来推計（削減目標の設定手順①）

第3章で示した各部門の温室効果ガス排出量について、今後、追加的に新たな温暖化対策の取組を行わなかった場合（現状すう勢ケース：BAU）の2030（令和12）年度における将来推計を以下に示します。

製造品出荷額や従業者数といった部門ごとの活動量と、それら活動量における過去10年間の変化率を基に排出量を推計（補正前排出量）し、加えて、電力の供給側である電力業界の削減努力によって減少することを見込んだ2030年度における電気の排出係数を使用して二酸化炭素排出量を推計（補正後排出量）しました。

$$\text{二酸化炭素排出量 (BAU)}^{※1} = \text{排出量 (電力)}^{※2} \times \text{電力比率}^{※3} \times \frac{\text{補正後排出係数}^{※4}}{\text{補正前排出係数}^{※5}} + \text{排出量 (非電力)}^{※6} \times \text{非電力比率}$$

※1 補正後排出量

※2※6 補正前排出量

※3 各部門の排出量に占める電力起源CO₂の割合

※4 「地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）」に記載の「0.25kg-CO₂/kWh」を使用

※5 電気事業者別排出係数（R4年度実績）に記載の一般送配電事業者の値を使用

表 4-3 二酸化炭素排出量の現状すう勢に用いる活動量と将来の見込み

部門		活動量	将来の見込み
家庭部門		世帯数	直近10年間緩やかに増加していますが、人口動態と同様に緩やかに増加した後、減少していくと予測します。
業務その他部門		従業者数	直近10年間増減を繰り返していますが、直近の調査において増加していることから、今後も引き続き緩やかに増加していくと予測します。
運輸部門		自動車保有台数	直近10年間ほぼ横ばいのため、自動車の総保有台数は概ね現状を維持すると予測します。
廃棄物分野（焼却処分）		焼却量	直近10年間増減を繰り返していますが人口動態と同様に緩やかに増加した後、減少していくと予測します。
産業部門	製造業	製造品出荷額	直近10年間における3年移動平均の製造品出荷額が緩やかに増加していることから、今後も引き続き緩やかに増加していくと予測します。
	建設業・鉱業・農林水産業	従業者数	直近10年間緩やかに減少していることから、今後も引き続き緩やかに減少していくと予測します。

現状すう勢の結果は以下ようになります。

現状すう勢の結果	現状から対策を行わないと仮定すると、供給側の電気の排出係数が低下することにより、2030（令和 12）年度には、2013（平成 25）年度に比べて、温室効果ガスが約 34％減少すると予測されます。
----------	--

表 4-4 二酸化炭素排出量の現状すう勢の結果

単位：千 t-CO₂

部門	2013年度 (基準年度)	2021年度 (現況年度)	2030年度 (現状すう勢)	増減率 (対2013年度比)
家庭部門	647.1	504.7	360.6	-44.3%
業務その他部門	400.3	359.0	197.9	-50.6%
運輸部門	499.3	436.1	428.4	-14.2%
廃棄物分野	55.1	57.1	56.2	2.0%
産業部門	506.7	473.5	337.2	-33.5%
合計	2108.5	1830.4	1380.2	-34.5%

注：数値の合計は、端数処理により合わないことがあります。

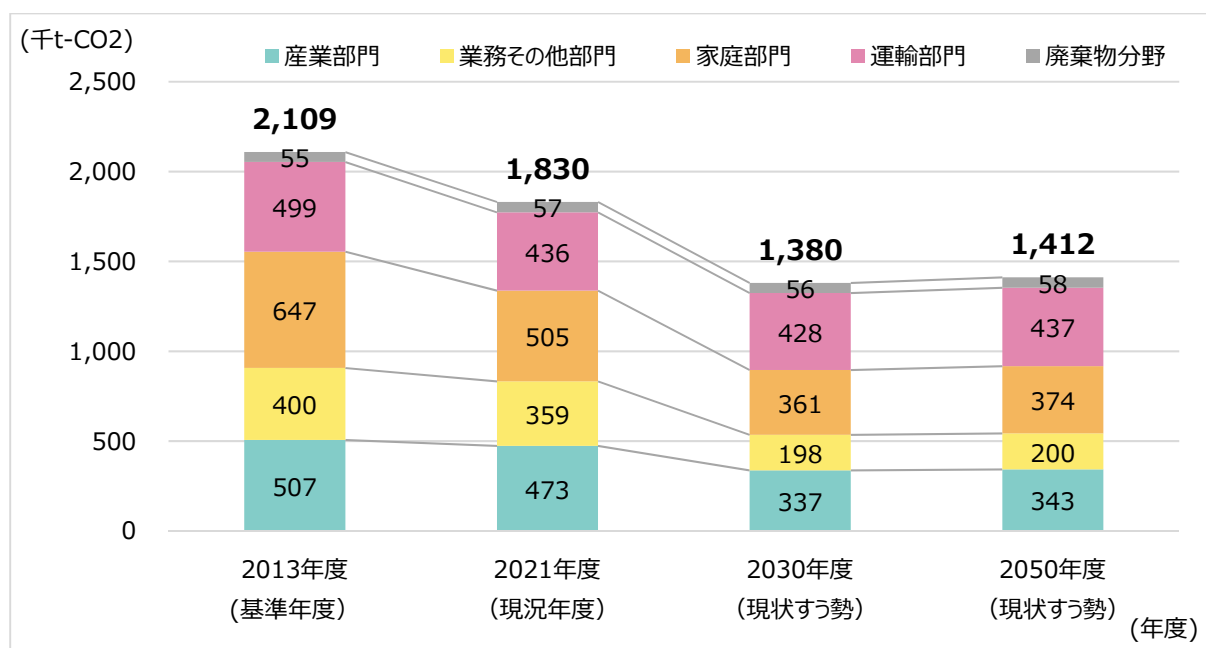


図 4-2 2013 (平成 25) 年度から 2030 (令和 12) 年度、2050 (令和 32) 年度までの現状すう勢による二酸化炭素排出量の想定

(2) 設備・エネルギーの見直しや省エネ行動による削減効果の予測 (削減目標の設定手順②)

国の「地球温暖化対策計画」のエネルギー起源二酸化炭素に関する対策・施策を参考に、設備やエネルギーの見直しによって、どれくらいの温室効果ガス削減が見込めるかを推計しました。併せて省エネ行動推進による二酸化炭素排出量削減に努めます。

表 4-5 設備・エネルギーの見直しや省エネ行動による二酸化炭素排出削減量の推計

単位：千 t-CO₂

部門・分野	削減が見込まれる取組	2030 年度の削減効果
家庭部門	■新築住宅における省エネ基準適合の推進	35.7
	■既築住宅の断熱改修の推進	
	■高効率機器の導入（給湯器、浄化槽、照明等）	65.6
	■クールビズ・ウォームビズの実施	0.2
	■戸建・集合住宅における太陽光発電設備の設置	34.2
	■戸建・集合住宅における太陽熱利用システムの設置	0.9
	家庭部門 計	136.5
業務その他部門	■新築建築物における省エネ基準適合の推進	15.6
	■建築物の省エネ化（改修）	
	■クールビズ・ウォームビズの実施	0.2
	業務その他部門 計	15.8
運輸部門	■次世代自動車の普及、燃費改善	55.3
	■道路交通流対策等の推進	4.1
	■環境に配慮した自動車使用等の促進による自動車運送事業等のグリーン化	2.1
	■自転車の利用促進	0.6
	■エコドライブの実施	13.6
	■カーシェアリングにおける EV の導入促進、カーシェアリングの市場拡大	4.0
	運輸部門 計	79.7
廃棄物分野	■廃プラスチックのリサイクルの促進	27.1
	■家庭における食品ロスの削減	1.7
	■プラスチック製容器包装の分別収集・リサイクルの推進	0.3
	■グリーンセンターにおける廃棄物発電の活用	7.6
	廃棄物分野 計	36.6
産業部門	■新築建築物における省エネ基準適合の推進	15.6
	■既築建築物の断熱改修の推進	
	産業部門 計	15.6
総合計		284.3

注：削減効果は、国の地球温暖化対策計画の策定根拠資料の排出削減見込量より推計。数値の合計は、端数処理により合わないことがあります。

推計の結果から、2030（令和 12）年度における、設備・エネルギーの見直しや省エネ行動による二酸化炭素排出削減量は、2013（平成 25）年度比で約 13.5%となります。

（３）その他の削減効果の予測

（削減目標の設定手順③）

本市では、森林整備による二酸化炭素吸収量を確保することによって、より一層の二酸化炭素の排出削減に努めます。

また、不足分については市域外における再生可能エネルギー由来の電力の購入により補うこととします。

表 4-6 その他の削減量の推計

単位：千 t-CO₂

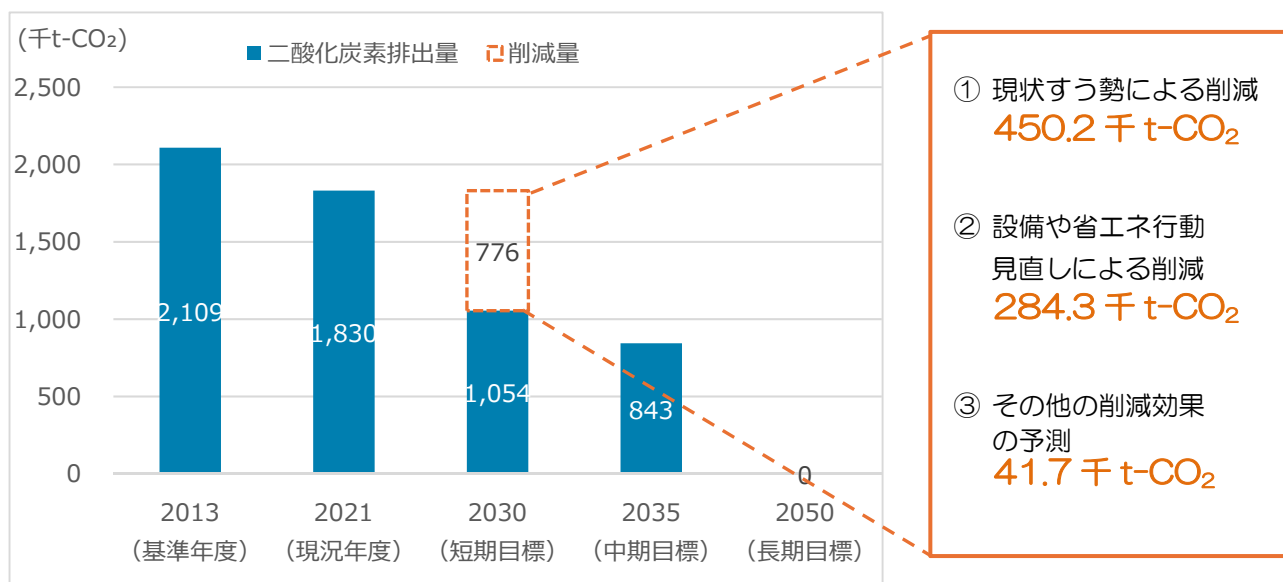
部門	削減が見込まれる取組	2030 年度の削減効果
森林吸収	■ 森林整備に伴う吸収量	0.7
市域外における再エネ由来電力	■ 市域外における再生可能エネルギー由来電力の購入	41.0
総合計		41.7

注：削減効果は、国の地球温暖化対策計画の策定根拠資料の排出削減見込量より推計。数値の合計は、端数処理により合わないことがあります。

推計の結果から、2030（令和 12）年度における、森林吸収量の予測と市域外における再生可能エネルギー由来電力の購入による削減は、2013（平成 25）年度比で約 2.4%となります。

（４）削減効果のまとめ

削減目標設定手順の①・②・③で推計した、二酸化炭素排出削減可能量を積み上げると、2030（令和 12）年度までに削減可能な二酸化炭素排出量は **776 千 t-CO₂** となり、基準年度である 2013（平成 25）年度の排出量 2,109 千 t-CO₂ から 50%の削減となります。



※数値の合計は、端数処理により合わないことがあります。

図 4-3 各目標年度における二酸化炭素排出量と削減する二酸化炭素排出量

4-4 再生可能エネルギー導入目標

(1) 太陽光発電設備の設置（建物系）

2030年度までの戸建住宅の新築着工見込数と既存の戸建住宅数について、想定導入率を設定して導入戸数を試算し、導入容量を設定しました。

表 4-6 太陽光発電設備（建物系）の導入目標

項目	想定戸数	想定導入率 (%)	導入戸数	導入目標 (MWh)
新築戸建	3,436	75	2,577	12,524
既存戸建	58,000	40	23,200	112,752
合計			25,780	125,280

※数値の合計は切り上げています。

(2) 太陽光発電設備の設置（土地系）

本市の太陽光発電の導入ポテンシャル（土地系）「197,190MWh/年」に対して、「5%」の実現率を見込んで試算し、導入容量を設定しました。なお、導入ポテンシャル（土地系）は「自治体排出量カルテ（環境省）」の値を参照しました。

表 4-7 太陽光発電設備（土地系）の導入目標

ポテンシャルに対する 想定導入率 (%)	導入目標 (MWh)
5	12,524

(3) 太陽熱利用システムの設置

2030年度までの戸建住宅の新築着工見込数と既存の戸建住宅数について、想定導入率を設定して導入戸数を試算し、導入容量を設定しました。なお、既存戸建に対する導入率は現在の普及率を鑑みて設定しました。

表 4-8 太陽熱利用システムの導入目標

項目	想定戸数	想定導入率 (%)	導入戸数	導入目標 (MWh)
新築戸建	3,436	10	344	826
既存戸建	58,000	1.9	1,102	2,645
合計			1,450	3,480

※数値の合計は切り上げています。



森林における、樹木が吸収する二酸化炭素や蓄積する炭素の量は1本1本異なっています。例えば、適切に手入れされている36～40年生の杉の人工林は、1ha当たり約83t^{※1}の炭素（二酸化炭素量に換算すると約304t^{※2}）を蓄えていると推定されています。

また、この36～40年生の杉の人工林1haが、1年間に吸収する二酸化炭素の量は、約8.8t（炭素量に換算すると約2.4t）と推定されています。

36～40年生の杉の人工林、1haに1,000本の立木があると仮定した場合、杉の木1本当たり、約83kgの炭素を蓄えていることになります。

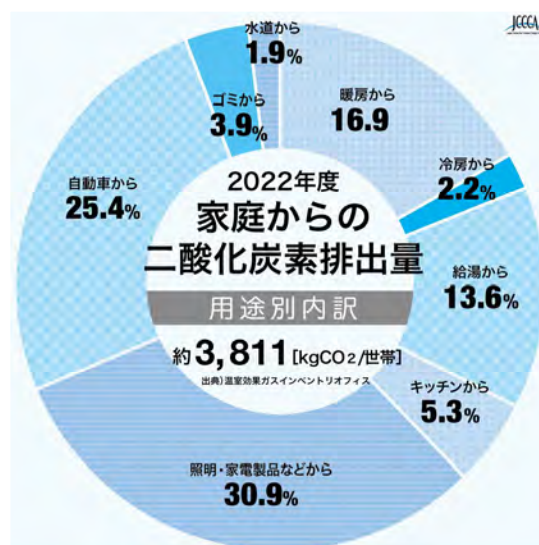
これは、杉の木1本当たり約8.8kgの二酸化炭素を吸収していることになります。

2022年度における、1世帯から1年間に排出される二酸化炭素の量は、約3,811kgでした。

これは、36～40年生の杉の木約13本が蓄えている、炭素量に由来する二酸化炭素量と同程度です。

また、この排出量を、36～40年生の杉の木が1年間で吸収する量に換算した場合、433本分の吸収量と同じぐらいということになります。

この数字から、膨大な量の二酸化炭素を削減する必要があることが分かります。



出典：全国地球温暖化防止活動推進センター



出典：WasteBox のデータを基に作成

※1 林野庁「森林資源現況調査」より算出されたもの

※2 炭素量に44/12を掛けると、二酸化炭素量となる

第5章 目標達成に向けた取組

5-1 施策の体系

本計画における 2030（令和 12）年度の短期目標を達成するための施策を、本計画で掲げた3つの基本理念を踏まえて以下のように体系化します。

表 5-1 施策の体系

基本目標	基本理念	施策の方向	取組項目	SDGs のゴール
今くいとめる地球温暖化 みんなでチャレンジ	エネルギーの効率的利用	Ⅰ エネルギーの合理的利用及び創出の推進	I-① 公共施設のエネルギー対策の推進	 
			I-② 事業者等のエネルギー対策の推進	
			I-③ 住宅へのエネルギー対策の推進	
	カーボンニュートラルに向けたまちづくり	Ⅱ 循環型社会形成の推進	Ⅱ-① 廃棄物の発生抑制・排出抑制の促進	
			Ⅱ-② 資源の循環的利用と熱回収等の推進	
		Ⅲ 交通対策の推進	Ⅲ-① 自動車使用における環境配慮の推進	
			Ⅲ-② 公共交通機関・自転車の利用促進	
		Ⅳ 緑地の保全及び都市緑化の推進	Ⅳ-① 緑地の保全の推進	
			Ⅳ-② 都市緑化の推進	
	一人ひとりの率先的な脱炭素行動	Ⅴ 市民・事業者との協働の推進	V-① 市民・事業者・大学との協働の推進	
			V-② 市民との協働の推進	
		Ⅵ 環境学習の推進・環境情報の発信・実践行動の促進	Ⅵ-① 環境学習の推進・市民向け環境講座の実施	
			Ⅵ-② エコライフの普及と促進	

5-2 基本理念ごとの取組

基本理念1 エネルギーの効率的利用

SDGs のゴール



施策の方向Ⅰ エネルギーの合理的利用及び創出の推進

カーボンニュートラルシティを実現するには、エネルギーを無駄なく効率的に利用する省エネ対策と、太陽光発電などの再生可能エネルギーを地域で創出し、灯油やガソリンといった化石燃料由来のエネルギーに代わって利用していくことが重要となります。

そこで、市川市では、環境負荷を考慮した商品やサービスの購入、公共事業における環境配慮、公共施設における省エネ設備の導入や建築物の断熱化等に率先して取り組むとともに、地域新電力会社による廃棄物発電の運用や、公共施設への太陽光発電などの創エネ設備の導入、その他の再生可能エネルギーの利用に関する調査・研究など、再生可能エネルギーの活用に積極的に取り組んでいきます。

市民や事業者に対しては、省エネ設備、HEMS や BEMS 等のエネルギー計測・制御システムの導入、住宅や建築物の断熱化の促進を図り、これらの取組を支援するとともに、再生可能エネルギー等の活用に向けた取組についても、積極的に支援していきます。

具体的な施策		
Ⅰ-① 公共施設のエネルギー対策の推進		
施策	取組内容	主な所管課
地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の推進	・公共施設の温室効果ガスの排出抑制 ・公共施設における設備機器の運用や保守管理の改善 ・市川市グリーン購入調達方針に基づく調達の徹底	総合環境課
公共施設の ZEB 化の推進	・公共施設の新築・改築・改修時に、ZEB 化を推進	総合環境課 施設を所管する各課
公共施設への創エネ設備等の導入推進	・小中学校をはじめとした公共施設へ、創エネ設備設置を推進 ・災害拠点等への蓄電池等の電源設備導入推進	地域防災課 総合環境課 教育施設課 学校環境調整課
地域新電力会社の運営	・地域新電力会社の運営	総合環境課
エネルギーの地産地消	・市川市グリーンセンターでの廃棄物発電により得られた電力等を、地域新電力会社から購入し、市内の公共施設での活用を推進	総合環境課

I -② 事業者等のエネルギー対策の推進		
施策	取組内容	主な所管課
商店街灯のＬＥＤ化の推進	・商店街灯のLED 化などに要する経費補助	商工業振興課
自治（町）会防犯灯のＬＥＤ化の推進	・防犯灯のLED 化を進める自治（町）会への補助金交付	自治振興課
事業活動における環境配慮の促進	・省エネルギー診断の推進 ・省エネ機器の情報提供 ・BEMS等の普及啓発	総合環境課
事業者における創エネ設備等の導入推進	・太陽光発電設備等の創エネ設備の導入を推進	総合環境課

I -③ 住宅へのエネルギー対策の推進		
施策	取組内容	主な所管課
住宅における創エネ設備等の導入推進	・太陽光発電設備等の創エネ設備の導入補助	総合環境課
住宅の省エネ化・省エネ設備等の導入促進	・建物の断熱化等の周知・啓発 ・建物の断熱化等にかかる導入補助	総合環境課 街づくり整備課
低炭素建築物認定制度事業	・「低炭素建築物」の普及促進	建築指導課
省エネ基準適合	・建築物省エネ法の建築物エネルギー消費性能基準への適合判定	建築指導課
緑のカーテンの普及	・緑のカーテン用の種の配布 ・写真展の開催などによる普及啓発・普及促進	総合環境課
生垣助成事業	・生垣づくりの設置補助	公園緑地課
屋上等緑化・駐車場緑化助成事業	・建築物の屋上、ベランダ、壁面や駐車場の緑化費用の一部助成	公園緑地課
雨水・遊水対策補助事業	・戸建て住宅に設置する雨水浸透施設の設置補助	河川・下水道管理課



現在、経済分野では、再生可能エネルギーの普及を後押しする世界的な動きが加速しています。

「信託銀行」や「年金基金」等では、法人の大口投資家などが企業に投資したり、金融機関が融資をしたりする際、財務状況や事業の将来性が評価されていました。しかし、近年では環境や社会への貢献度、企業統治などの非財務情報についても重視されるようになってきています。

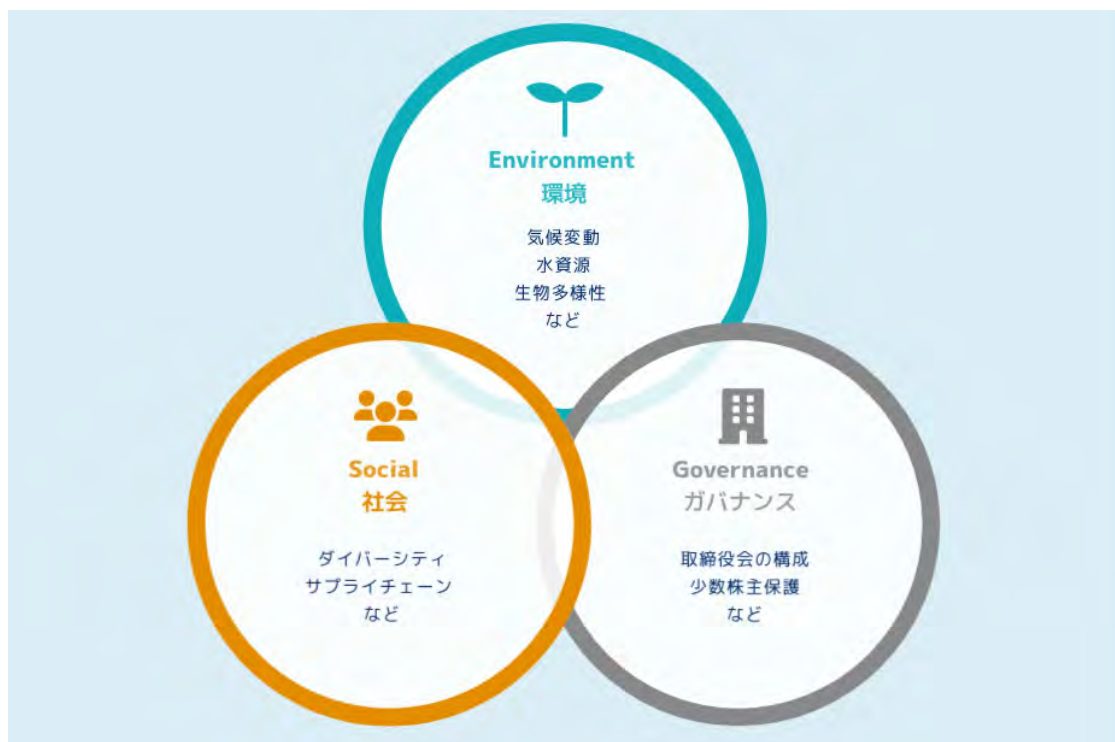
このような非財務情報をESGと呼びます。ESGの視点から、企業の将来性や持続性を評価して投融資する手法が、SDGsを達成するための強力な手段として大きく注目されています。

※ EはEnvironment（環境）、SはSocial（社会）、GはGovernance（企業統治）の略。

非財務情報の中で重視されているのは環境保全への貢献です。

再生可能エネルギーへの転換を進める企業が投資家の投資先として積極的に選ばれる一方で、新設の火力発電事業などへの融資を金融機関が停止する動きがでてきています。

また、地方自治体においても、様々な関係者が連携するプラットフォームを構築して、この中で自治体と地元の金融機関が協力し、環境保全に貢献する地元企業に積極的に融資を行う事例も見受けられます。



出典：年金積立金管理運用独立行政法人

基本理念2 カーボンニュートラルに向けたまちづくり

SDGsのゴール



施策の方向Ⅱ 循環型社会形成の推進

地球温暖化を抑制するためには、家庭系ごみや事業系ごみの発生及び排出を抑制して、焼却により排出される温室効果ガスの削減を図るとともに、資源や廃熱などのエネルギーを循環的に利用していくことが大切です。

市川市では、2022（令和4）年に二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「カーボンニュートラルシティ」を表明したことから、2023（令和5）年4月「市川市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（いちかわじゅんかんプラン21）」を改定しました。廃棄物行政を取り巻く社会経済情勢の変化等を踏まえることに加え、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環や、地域の脱炭素化に貢献する廃棄物処理システムの形成を考慮するものとして計画の見直しを行い、循環型社会の形成に向けた施策を推進しています。

具体的な施策		
Ⅱ-① 廃棄物の発生抑制・排出抑制の促進		
施策	取組内容	主な所管課
生ごみの減量	・食べ残し等の食品ロスの削減 ・水切りや堆肥化の促進 ・家庭で生じる生ごみの減量対策の推進	総合環境課 清掃事業課
ライフスタイルの変革によるごみ減量	・マイバッグやマイボトル、マイカップの利用促進 ・レジ袋やペットボトルなどの削減	総合環境課 清掃事業課
リユースの促進	・リユース文化の普及・啓発 ・リユースショップ等の活用推進	総合環境課 清掃事業課
事業系ごみの減量	・排出事業者への広報・啓発 ・市役所における率先行動	総合環境課 清掃事業課
Ⅱ-② 資源の循環的利用と熱回収等の推進		
施策	取組内容	主な所管課
分別の徹底に向けた広報・啓発の強化	・市民の意見を反映した分かりやすい広報の充実	総合環境課 清掃事業課
事業系ごみの資源化	・食品廃棄物のリサイクル促進 ・小規模事業所を対象にしたリサイクル体制の確立	総合環境課 清掃事業課
熱回収と余熱利用の推進	・ごみ焼却時に発生する熱を利用して発電した電気を地域新電力会社が供給し、公共施設等の電力として利用	総合環境課 グリーンセンター

施策の方向Ⅲ 交通対策の推進

自動車は生活や事業活動に欠かせない交通手段となっている一方で、燃料の消費に伴う温室効果ガスの排出のほか、交通渋滞、交通事故、大気汚染、騒音の発生など様々な交通公害の要因にもなっています。

市川市では、脱炭素社会の実現に向けて、公用車の電気自動車等への転換を進めるとともに、市民や事業者に対して、電気自動車等の購入の推進、自転車や公共交通機関の利用促進等の施策を推進し、自動車から排出される温室効果ガスの削減を図っていきます。

具体的な施策		
Ⅲ-① 自動車使用における環境配慮の推進		
施策	取組内容	主な所管課
エコドライブの普及啓発	・環境負荷の少ない運転の啓発活動	総合環境課
次世代自動車の普及推進	・電気自動車等の次世代自動車の普及啓発 ・電気自動車等の購入補助の推進 ・EV 用充電インフラの整備促進	総合環境課
公用車の次世代自動車への転換	・公用車の電気自動車等への転換推進	管財課
Ⅲ-② 公共交通機関・自転車の利用促進		
施策	取組内容	主な所管課
公共交通機関の利用促進	・バスや鉄道利用の啓発・P R ・コミュニティバスの運営	交通計画課
鉄道駅舎のバリアフリー化	・鉄道駅舎のバリアフリー化の推進	交通計画課
自転車走行空間等の整備	・自転車専用通行帯等の整備	道路建設課
自転車の利用促進	・自転車利用の普及啓発	総合環境課

施策の方向Ⅳ 緑地の保全及び都市緑化の推進

緑地には、自然とのふれあいの場としてのレクリエーション機能、火災の延焼防止などの防災機能、美しいまち並みを演出する景観構成機能等だけでなく、二酸化炭素の吸収作用によって地球温暖化を防止する働きや、緑陰の形成等によってヒートアイランド現象を緩和する効果があります。

市川市では、公共空間や自宅周辺への植栽や、花壇の整備などの取組を通して、都市部における緑地の保全及び緑化を推進し、温室効果ガスの排出削減に努めていきます。

具体的な施策		
Ⅳ-① 緑地の保全の推進		
施策	取組内容	主な所管課
民有緑地の保全 (緑地保全に関する協定)	・緑地保全に関する協定の締結に基づく樹林地の保全	自然環境課
都市緑地の公有化	・都市緑地等の公有地化の推進	公園緑地課
特別緑地保全地区の指定	・都市緑地法に基づいた、建築行為など一定の行為の制限	公園緑地課
緑地の保全活動の支援	・緑地の保全活動を行うボランティア団体等に対しての、活動に対する助言、情報提供	自然環境課
Ⅳ-② 都市緑化の推進		
施策	取組内容	主な所管課
公共空間の緑化	・公共空間における緑化の推進	公園緑地課
緑のカーテンの普及	・緑のカーテン写真展などのイベント開催 ・緑のカーテン推進活動の普及・促進	総合環境課
生垣設置・屋上等緑化 ・駐車場緑化助成事業	・生垣の設置、建築物の屋上や壁面の緑化、駐車場の緑化の費用の一部助成	公園緑地課
工場等の緑化の推進	・一定規模以上の工場、事業場に対する緑地等の設置義務付け（市川市環境保全条例） ・県、市、事業者による三者協定に基づく緑地の保全	生活環境保全課
宅地開発に伴う事前緑化協議	・宅地開発行為にかかる規制の適用	公園緑地課

市川市で行っている環境関連補助制度

本市では、地球温暖化等に対する取り組み推進のために以下の補助制度の設置や、国の補助制度の情報提供・申請支援を行っています。

① 市民向け

番号	制度名称	所管課
	補助内容	
1	スマートハウス関連設備等導入補助制度	総合環境課
	住宅用太陽光発電設備や家庭用燃料電池（エネファーム）等のスマートハウス関連設備を導入した市民に対し、その費用の一部を補助するもの。	
2	住宅断熱改修促進事業補助金	街づくり整備課
	住宅の断熱改修（窓・ドア等の断熱化）に係る工事をした市民に、工事費の一部を補助するもの。	
3	低炭素建築物認定制度	建築指導課
	「都市の低炭素化の促進に関する法律（エコまち法）」で定める低炭素建築物の認定を受けると、税制優遇などの措置を受けることができるもの。	
4	住宅の省エネ改修に伴う固定資産税の減額措置	建築指導課
	一定の省エネ改修工事（窓・床・天井・壁の断熱改修工事）を行った住宅について、固定資産税を軽減するもの。	

② 市民・事業者向け

1	電気自動車等導入費補助金	総合環境課
	電気自動車や電動バイクの購入費の一部、電気自動車と住宅等の間で相互に電力を供給できるV2H充放電設備設置費の一部を補助するもの。	
2	生垣助成制度	公園緑地課
	市街地における緑化と災害に強い街づくりの一環として、生垣を設置する市民・事業者はその費用の一部を助成するもの。	
3	屋上等緑化助成制度	公園緑地課
	ヒートアイランド現象の緩和及び良好な自然環境の創出を図るため、建築物の屋上や壁面などを緑化する市民・事業者は、その費用の一部を助成するもの。	
4	駐車場緑化助成制度	公園緑地課
	ヒートアイランド現象の緩和及び良好な自然環境の創出を図るため、駐車場を緑化する市民・事業者はその費用の一部を助成するもの。	

③ 事業者向け

1	省エネ・創エネ設備設置費等補助金	総合環境課
	事業所等の省エネ改修工事や太陽光発電設備などの省エネ・創エネ設備の設置に対して補助金を交付するもの。	
2	農業振興対策事業補助金	農業振興課
	減農薬栽培の推進や園芸用廃プラスチックの適正処理など、本市農業の振興を図るための事業に対して補助金を交付するもの。	
	灌漑用井戸及びその付帯する設備設置事業にかかる経費に対し補助を行うもの。	

基本理念3 一人ひとりの率先的な脱炭素行動

SDGs のゴール



施策の方向Ⅴ 市民・事業者との協働の推進

地球温暖化対策を市川市全体で推進していくには、市民、事業者をはじめとする市内のあらゆる主体が、気候変動問題や本計画の目的と将来像を共有し、様々な主体と協働しながら、それぞれの立場や役割に応じて自ら積極的に行動することが求められています。

市川市では、市民、事業者、関係団体と市で構成された「市川市地球温暖化対策推進協議会」や、包括協定を締結した大学との協働により、地球温暖化対策に関する啓発事業等に取り組んでいます。

また、市民との協働として、公募した市川市環境活動推進員（呼称：エコライフ推進員）や廃棄物減量等推進員（呼称：じゅんかんパートナー）による啓発活動等にも取り組んでいます。

このように、各主体が協働し、その役割に応じた環境活動に継続的に取り組むことで環境活動が人々のライフワークとなり、地域経済の活性化や活力あふれるまちづくりにも役立っていくことも期待されます。

具体的な施策

V-① 市民・事業者・大学との協働の推進

施策	取組内容	主な所管課
地球温暖化対策を推進する団体との連携	・市川市地球温暖化対策推進協議会の運営 ・市内大学（千葉商科大学・和洋女子大学）との包括協定に基づく事業推進	総合環境課
地球温暖化対策の推進	・いちかわ環境フェアの開催 ・環境施策や環境保全への取組等について講義実施	総合環境課
環境問題の企画策定への参画	・環境審議会及び廃棄物減量等推進審議会への大学教員からの委員推薦	総合環境課

V-② 市民との協働の推進		
施策	取組内容	主な所管課
市川市環境活動推進員制度 (エコライフ推進員制度)	・エコライフ推進員の募集 ・身近で実践できるエコライフについての啓発・推進 ・保育園や小学校、公民館などで行われる地域イベントへの参加	総合環境課
市川市廃棄物減量等 推進員制度 (じゅんかんパートナー制度)	・じゅんかんパートナーの選出・委嘱 ・廃棄物の減量・資源化（3R）の啓発・推進	清掃事業課
ガーデニングボランティア制度	・ガーデニングボランティアの登録 ・交流の場の維持管理	公園緑地課

施策の方向Ⅵ 環境学習の推進・環境情報の発信・実践行動の促進

地球温暖化による様々な問題は、私たちの日常生活や事業活動といったあらゆる過程において発生した、環境負荷の積み重ねが顕在化したものです。

このため、良好な環境を未来に引き継いでいくためには、家庭、地域、職場や市民活動など様々な場面で温暖化対策に取り組み、脱炭素社会を実現する必要があります。

学校教育のみならず、消費者教育、職場教育、地域活動等を通じた環境学習等を推進することにより、地球温暖化の問題意識を市民や事業者と共有し、日々の生活や活動の中で、温暖化対策に取り組み、行動を他者に働きかけていく役割を担う人材の育成を図っていきます。

具体的な施策		
Ⅵ-① 環境学習の推進・市民向け環境講座の実施		
施策	取組内容	主な所管課
SDGs (持続可能な開発目標)を 意識した環境学習の実施	・環境学習とSDGsのゴールを紐づけた学習の実施	総合環境課
市民向け環境講座等の実施	・現地視察を含んだ講座の開催 ・「いちかわこども環境クラブ」の運営	総合環境課 自然環境課
環境イベントの実施	・「いちかわ環境フェア」の実施 ・「クールアースいちかわ」をはじめとした環境イベントの実施	総合環境課

VI-② エコライフの普及と促進

施策	取組内容	主な所管課
魚食文化フォーラム実行委員会	・生りの販売など、特産品の地産地消 ・魚のさばき方教室などの開催	臨海整備課
市民農園等の実施	・市民に農業体験の場を提供	農業振興課
デコ活の推進	・国が推奨する国民活動「デコ活」の啓発	総合環境課

コラム

デコ活で将来の豊かな暮らしを



「デコ活」とは、二酸化炭素（CO₂）を減らす（Decarbonization）と、環境に良い（eco）を含む“デコ”と活動・生活を組み合わせた新しい言葉で、2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向けて、CO₂などの温室効果ガスの排出量削減のために、国民・消費者行動変容、ライフスタイル変革を後押しするための新しい国民運動です。



出典:環境省「デコ活」～くらしの中のエコろがけ～

5-3 重点施策

更なる二酸化炭素排出量の削減に向けて、大きな効果が期待される取組を重点施策として位置づけ、優先的に事業を推進します。

(1) 省エネ対策の強化

①建築物の省エネ対策の推進

住宅や事業所等の建築物の省エネ化を進めるとともに、省エネ設備の導入も推進します。

また、賃貸住宅への省エネルギー化について施策の検討を行います。

②次世代自動車の普及促進

電気自動車などの次世代自動車の購入の補助を行うとともに、充電インフラの整備を進めます。

③プラスチックごみの削減

マイバッグ・マイボトル・マイカップ等の利用を促進し、レジ袋やペットボトルなどの削減を図り、できる限りごみの発生・排出につながらないものを優先的に選択する、環境にやさしい消費行動への転換を促進します。

また、燃やすごみとして収集している、製品プラスチックの資源化について検討します。

表 5-2 省エネ施策の数値目標と削減量(2030 年度目標)

部門・分野	施策	指標	数値目標	削減量 (千 t-CO ₂)	主な所管課
家庭	住宅の省エネルギー化	建築物省エネ法※適合性判定対象件数 (2025～2030 年度の新築の累計)	2,940 件	26.2	建築指導課
	高効率給湯機の導入	ヒートポンプ給湯器 (2030 年度時点での各世帯の保有台数)	67,000 台	38.0	総合環境課
		潜熱回収型給湯器 (2030 年度時点での各世帯の保有台数)	129,000 台		総合環境課
		家庭用燃料電池 (2030 年度時点での各世帯の保有台数)	13,000 台		総合環境課
	高効率照明の導入	LED 照明の導入台数 (2030 年度時点での各世帯の保有台数)	1,946,000 台	27.5	総合環境課
業務 その他 ・産業	建築物 (非住宅) の 省エネルギー化	建築物省エネ法適合性判定対象件数 (2022～2030 年度の新築の累計)	1,310 件	23.1	建築指導課
運輸	次世代自動車の普及	次世代自動車の市内購入台数 (2022～2030 年度の累計)	38,200 台	55.3	総合環境課
廃棄物	プラスチックごみの削減	廃プラスチック削減焼却量 (2022 年度からの削減量)	4,000 t	27.0	総合環境課

※建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律

施策の推進に向けた各主体の取組

市民 	● 住宅の省エネ化を積極的に推進します。 ● 次世代自動車を積極的に導入します。 ● プラスチックのリサイクルを促進します。
事業者 	● 事務所等の省エネ化を積極的に推進します。 ● 次世代自動車を積極的に導入します。
市川市 	● 建築物の省エネ化を促進します。 ● 賃貸住宅への省エネ化について、施策検討を行います。 ● 次世代自動車の購入を支援する施策を推進します。 ● プラスチックごみの削減、リサイクルについて、周知・啓発に努めます。

(2) 再生可能エネルギー等の導入強化

①再生可能エネルギー設備の導入に関する補助制度の強化

市民や事業者を対象にした太陽光発電設備の導入に対しての補助制度の強化を図り、再生可能エネルギー設備の導入を促進します。

②クリーンセンターの廃棄物発電の効率的利用

「市川市クリーンセンター」に設置されているごみ処理施設（廃棄物焼却炉）において、ごみ焼却時に発生する熱で高温・高圧の蒸気を作り、タービンを回転させて発電を行っています。この発電された環境価値を有するクリーンな電力については地域新電力会社により効率的に利用します。

③地域新電力会社によるクリーンエネルギーの運用

市川市クリーンセンターの廃棄物発電により得られた電力を市域内に供給し、エネルギーの地産地消を行うとともに、市域内の CO₂削減効果や地域経済循環効果を創出します。

再エネ導入設備の数値目標と削減量（2030 年度目標）

導入設備	設置場所	目標導入量 (2025～2030 の導入量)	削減量 (千 t-CO ₂)	主な所管課
太陽光発電	耕地・荒廃農地	38,260m ²	2.5	総合環境課
	戸建て住宅	25,780 戸	31.7	総合環境課
太陽熱 利用システム	戸建て住宅	1,470 戸	0.9	総合環境課

施策の推進に向けた各主体の取組

市民 	● 住宅への再エネ設備の導入をします。
事業者 	● 事務所等に再エネ設備を導入します。
市川市 	● 再エネ導入に関する補助制度を強化します。 ● ごみ処理時に産み出された電気や熱を効率的に利用します。 ● 地域新電力会社の事業を通じて、市域に様々なメリットもたらします。

コラム

地域新電力（自治体新電力）



地方自治体の戦略的な参画・関与の下で小売電気事業を営み、得られる収益等を活用して地域の課題解決に取り組む事業者を「地域新電力」又は「自治体新電力」と呼びます。

「地域新電力」は、電気の小売によるエネルギーの地産地消や電気代の削減だけでなく、民間の創意工夫の下、地域で様々なエネルギー関連事業を企画・実行する官民連携の担い手としても近年注目されています。

2016年の電力小売全面自由化を契機に、自治体と企業の出資により新たな会社を立ち上げる事例が増え、現在では、国内50以上の自治体で自治体新電力事業が実施されています。

自治体新電力事業のしくみ



出典：環境・パシフィックパワー株式会社

(3) 省エネ、再エネに関する行動変容の促し

①省エネ、再エネの導入促進に関する施策の検討

市民・事業者へ、省エネ・再エネ設備の導入促進を資する施策を検討します。

②効果的な周知・啓発（温暖化対策を意識していない潜在的な市民へのアプローチによる行動変容の促し）

市民・事業者が地球温暖化を自分事として捉え、省エネ・節電の必要性を理解し、自ら率先して行動するように様々な周知・啓発を実施します。

施策の推進に向けた各主体の取組

 市民	● 地球温暖化を自分事として捉え、日々の生活において「デコ活」を実践します。
 事業者	● 地球温暖化を自分事として捉え、必要に応じて事業活動や取組を見直します。
 市川市	● 省エネ・再エネ設備の導入促進を資する施策を検討します。 ● 「デコ活」の普及啓発や、その他地球温暖化対策に資する周知・啓発を実施します。

コラム

蓄電池



蓄電池とは、1回限りではなく、充電をおこなうことで電気を蓄え、繰り返し使用することができる電池（二次電池）のことです。

太陽光発電設備と同時に導入することで、平常時の電気料金の削減効果（購入電力量の削減等）や、非常用電源としての活用（災害時などに貯めた電気を活用）などが期待できます。

設備導入のしやすさや得られる効果（防災面・環境面・経済面）から、今後の普及拡大が期待されています。

本市では『スマートハウス関連設備等導入補助制度』を設け、住宅への導入費用の一部を補助しています。



出典：市川市ホームページ

『省エネ対策』と聞くと難しく感じますが、我慢や無理をするのではなく、各家庭の日々の生活において、ちょっとした取組によって、二酸化炭素排出量も家計の負担も削減することができます。

出典：家庭の省エネハンドブック 2024 年度版

家庭でできるその他の取組（家電の買い替え）

製品の省エネ性能を表す指標として、「統一省エネルギーラベル」が導入されています。省エネ性能は“星の数”で表されており、星の数が多いほど電気代やCO₂の削減が期待できるので家電買い替え時の参考になります。



省エネ性能
★★★★★ 4.4

省エネ基準達成率 固有エネルギー消費効率
131% 131.0 lm/W

目安電気料金
1,240 円

目安電気料金は使用時間の外にも使用条件や電力会社等により異なります。使用期間中の環境負荷に配慮し、省エネ性能の高い製品を選びましょう。

LTE-R0211

新しいラベルのポイントは主に3つ

- ポイント 1 多段階評価点**
市場における製品の省エネ性能を高い順に5.0～1.0までの41段階で表示します。
- ポイント 2 省エネルギーラベル**
トップランナー制度における、機器区分ごとに定められた省エネ基準をどの程度達成しているかを表示します。
- ポイント 3 年間目安エネルギー料金**
当該製品を1年間使用した場合の経済性を、年間目安エネルギー料金で表示します。
※年間目安エネルギー料金は、年間の目安電気料金、目安ガス料金または目安灯油料金を指します。

電気温水機器



省エネ性能
★★★★★ 4.6

省エネ基準達成率 エネルギー消費効率
100% 3.5

目安電気料金
31,900 円

目安電気料金は使用地域の電気料金と、大気中の気体成分を削減するために定められた省エネ基準に基づいて算出されています。使用条件や地域・気候により異なります。右記のQRコードからご確認ください。

エネルギー：電気

ガス温水機器



省エネ性能
★★★★☆ 3.0

省エネ基準達成率 エネルギー消費効率
100% 87.3%

目安ガス料金は使用地域のガス料金と、大気中の気体成分を削減するために定められた省エネ基準に基づいて算出されています。使用条件や地域・気候により異なります。右記のQRコードからご確認ください。

エネルギー：ガス

石油温水機器



省エネ性能
★★★★☆ 3.0

省エネ基準達成率 エネルギー消費効率
100% 90.1%

目安灯油料金は使用地域の灯油料金と、大気中の気体成分を削減するために定められた省エネ基準に基づいて算出されています。使用条件や地域・気候により異なります。右記のQRコードからご確認ください。

エネルギー：灯油

多段階評価点

エネルギー種別（電気・ガス・石油）を問わない、横断的な多段階評価点（★の数）を表示。温水機器全体で省エネ性能を比較できます。

ラベル表示内容の前提条件に関する注意書き

年間目安エネルギー料金

QRコード等

多段階評価点（★の数）や年間目安エネルギー料金は、使用する地域や世帯人数で大きく変わります。ラベル表示内容の前提条件と、使用する条件が異なる場合は、QRコード上で、地域や世帯人数に応じた多段階評価点（★の数）と年間目安エネルギー料金に換算します。

出典：資源エネルギー庁ホームページ

事業所でできるエコライフの取組例

事務所における『省エネ対策』というと、照明や空調、機械機器設備の導入費用など、経済的な面から中々取り組みづらいというイメージがあると思います。

しかし、『省エネ対策』にはコストをかけずに出来ることもあり、これらの取組によって、エネルギーコストの削減を図ることも出来ます。

以下でその取組例をご紹介します。

事務所内で各自ができる取組

分類	取組
管理	・省エネ推進組織を整備して取組体制を整える
空調	・クールビズ、ウォームビズを推進して、適正な室温に調整する ・空調機器のフィルターを定期的に清掃する
給湯	・冬期以外は給湯を停止する ・使用量の少ない時間帯は循環ポンプを停止する
照明・電気	・昼休み、不使用室等は消灯する ・人感センサーを導入し、不要な照明時間を削減する ・照明を買い替えるときは、LED照明を購入する
機器	・オフィス機器を買い替えるときは、省エネ製品を選ぶ ・パソコンを使用しないときは、電源を切る
建築	・建物東面のブラインドを管理し、朝の冷暖房負荷を軽減する
昇降機	・土日・休日及び夜間のエレベーター運転台数を調整する ・エレベーターの使用をできるだけ控えて、階段を利用する

事務所施設でできる取組

分類	取組
空調・給湯	・ボイラーや燃焼機器の空気比を調整する ・ボイラーブロー量の適正化及び水質を管理する
空調	・冷凍機の冷水出口温度設定と補機・搬送動力を合わせた効率を管理する ・熱搬送ポンプを、負荷に応じた運転台数に調整する ・冷凍機の冷却水温度を管理し、冷凍機の効率を上げる ・室内CO ₂ 濃度を管理し、必要最小限の外気取り入れを行う ・冷暖房開始時には外気取り入れを停止する ・冷暖房は早めに熱源機を停止し、装置内の熱を有効利用する ・外気冷房が有効な期間は、全熱交換器のバイパス運転を行う ・空調機の立ち上がり時間を短縮する
照明・電気	・変圧器の負荷率を管理し、相間バランスを取る ・電気室の温度設定を見直し、冷房負荷・換気動力を軽減する

さらに市役所では以下の取組を実施します。

市役所が追加で行う取組

分類	取組
リサイクル等の 推進	・用紙類やビン、缶、ペットボトル等資源化物の分別を徹底する ・事務機器や消耗品等を購入するときは、リサイクル可能な商品を選択する
水使用量の 削減	・洗面や手洗い等をするときは、水の出し過ぎに注意し節水に努める ・節水コマ等の使用や節水型機器の導入など、節水を徹底する ・雨水や中水の利用促進に努める
用紙類使用量の 削減	・両面印刷や両面コピーを徹底する ・資料等の簡素化を図り、配布部数は適正量とする ・庁内LANを積極的に活用し、ペーパーレス化を推進する ・庁内業務のIT化を推進し、アナログ業務を電子化する
備品等の効率的な 利用による 購入量の削減	・備品等を部署間で積極的に融通することにより、重複購入を避ける ・ライフサイクルを通じて省エネ・省資源となるよう、買い換え時期や購入量を決定する
建設工事関連	・工事中及び施設稼働時に発生する廃棄物の分別とリサイクルの徹底を図る ・高炉セメントを積極的に利用する ・熱帯材型枠を使用しない
その他	・再生可能エネルギー、未利用エネルギー等の導入に努める (太陽光、廃熱、コージェネレーションなど) ・代替フロン系冷媒の回収、破壊や非フロン系エアゾール製品の購入、使用の徹底を図る ・公共施設利用時の節電や節水への理解と協力を求める ・環境配慮型工事への理解や協力を求める ・グリーン購入法で定められたエコ商品を積極的に利用する

5-4 施策の目標

本計画における 2030（令和 12）年度の短期目標を達成するための施策の目標を以下に示します。

【省エネ】

部門・分野	施策	指標	数値目標	削減量 (千 t-CO ₂)	主な所管課
家庭	住宅の省エネルギー化	建築物省エネ法適合性判定対象件数 (2025～2030 年度の新築の累計)	2,940 件	26.2	建築指導課
	高効率給湯機の導入	ヒートポンプ給湯器 (2030 年度時点での各世帯の保有台数)	67,000 台	38.0	総合環境課
		潜熱回収型給湯器 (2030 年度時点での各世帯の保有台数)	129,000 台		総合環境課
		家庭用燃料電池 (2030 年度時点での各世帯の保有台数)	13,000 台		総合環境課
	高効率照明の導入	LED 照明の導入台数 (2030 年度時点での各世帯の保有台数)	1,946,000 台	27.5	総合環境課
	その他	省エネ改修、省エネ行動等	－	9.6	総合環境課
業務 その他 ・産業	建築物（非住宅）の省エネルギー化	建築物省エネ法適合性判定対象件数 (2022～2030 年度の新築の累計)	1,310 件	23.1	建築指導課
	その他	クールビズの実施等	－	8.3	総合環境課
運輸	次世代自動車の普及	次世代自動車の市内購入台数 (2022～2030 年度の累計)	38,200 台	55.3	総合環境課
	その他	エコドライブの推進等	－	24.4	総合環境課
廃棄物	プラスチックごみの削減	廃プラスチック削減焼却量 (2021 年度からの削減量)	4,000 t	27.0	総合環境課
	その他	分別収集の徹底等	－	1.9	総合環境課
合計				241.6	

注：数値の合計は、端数処理により合わないことがあります。

【再エネ等】

導入設備	設置場所	目標導入量 (2025～2030 の導入量)	削減量 (千 t-CO ₂)	主な所管課
太陽光発電	耕地・荒廃農地	38,260m ²	2.5	総合環境課
	戸建て住宅	25,780 戸	31.7	総合環境課
太陽熱利用システム	戸建て住宅	1,450 戸	0.9	総合環境課
廃棄物発電	－	－	7.6	総合環境課
合計			42.7	

注：数値の合計は、端数処理により合わないことがあります。

【その他】

部門	取組	削減量 (千 t-CO ₂)
森林吸収	森林整備に伴う吸収量	0.7
市域外における 再エネ由来電力	市域外における再生可能エネルギー由来電力の調達	41.0
合計		41.7

注:数値の合計は、端数処理により合わないことがあります。

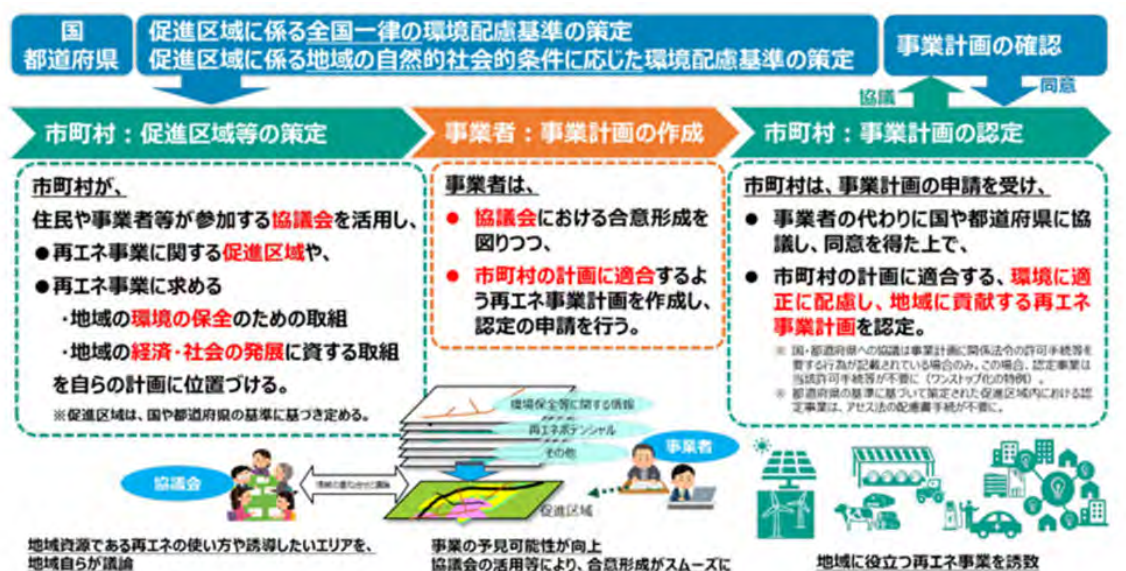
市域外における再エネ由来電力の調達については、他の施策で可能な限り二酸化炭素を削減することで、調達量を減らすことを目指します。

第6章

地域脱炭素化促進事業に関する事項

地域脱炭素化促進事業に関する制度は、環境に適正に配慮し、地域に貢献する再エネ事業の導入を促進するものです。

再エネは地域資源であり、その活用は地域を豊かにし得るものとの認識の下、都道府県や市町村が地域の再エネポテンシャルを最大限活用するような意欲的な再エネ目標を設定した上で、その実現に向け、国や都道府県が策定する環境保全に係るルールにのっとり、市町村が促進区域等を設定することを通じ、円滑な地域合意形成を促すポジティブゾーニングの仕組みです。そして、促進区域とは、温対法第21条第5項に規定する市町村が定めるよう努めるものとしている「地域脱炭素化促進事業の対象となる区域」を指します。これを設定することで、再生可能エネルギーを最大限導入し、将来的に市域全体の脱炭素の達成に繋がります。



出典：地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）より引用

図 6-1 地域脱炭素化促進事業に関する制度

促進区域の設定に当たっては、様々な類型が想定されますが、国では特に想定される4つの類型について、表6-1を定めています。

表 6-1 促進区域の類型

類型	具体的な内容
1.広域的ゾーニング型	環境情報等の重ね合わせを行い、関係者・関係機関による配慮・調整の下で、広域的な観点から、再エネの導入の促進区域を抽出
2.地区・街区指定型	スマートコミュニティの形成や PPA※普及啓発を行う地区・街区のように、再エネ利用の普及啓発や補助事業を市町村の施策として重点的に行う区域を促進区域として設定
3.公有地・公共施設活用型	公有地・公共施設等の利用募集・マッチングを進めるべく、活用を図りたい公有地・公共施設を促進区域として設定（例：公共施設の屋根置き太陽光発電）
4.事業提案型	事業者・住民等による提案を受けることなどにより、個々のプロジェクトの予定地を促進区域として設定

※：「PPA」Power Purchase Agreement（電力販売契約）の略称です。オンサイト PPA モデルとして、敷地内に太陽光発電設備を発電事業者の費用により設置し、所有・維持管理をした上で、発電設備から発電された電気を需要家に供給する仕組み等があります。

6-1 地域脱炭素化促進事業の目標

地域脱炭素化促進事業の目標としては、地域脱炭素化促進事業の対象となる区域内において、地域脱炭素化促進事業を適正に促進し、市域全体の再生可能エネルギーの導入を図ります。

地域脱炭素化促進事業の目標

2030 年度までに 1,419kW
(地域脱炭素化促進事業を含む促進区域内での導入量)

6-2 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（促進区域）

本市では、表6-1に示した類型のうち3、4について、国及び千葉県が定める「促進区域に定めることが適切でないと認められる区域」を除き、促進区域として設定します。

(1)市有施設の屋根・敷地（公有地・公共施設活用型）

公共施設の屋根や敷地において、周囲の施設や住民に配慮しながら優先的に設置し、市として再生可能エネルギーの地産・地消を進めます。

(2)事業提案を受けた区域（事業提案型）

上記の促進区域のほか、事業者及び市民等から提案を受けることにより、個々の事業計画の予定地を促進区域に設定することを検討します。

なお、今後も市として再エネ導入を積極的に促進していくために、「地区・街区指定型」について検討していくとともに、候補区域が定まりましたら、地域住民等との合意形成を踏まえ、促進区域の設定を進めて参ります。

6-3 地域脱炭素化促進施設の種類及び規模

(1) 種類

太陽光発電

(2) 規模

促進区域及び事業の状況に応じて、建築物の屋根等に適切な規模

6-4 地域の脱炭素化のための取組

地域脱炭素化促進施設から得られた電気を市域の住民、事業者に供給する

6-5

地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施すべき事項

(1) 地域の環境の保全のための取組

- 太陽光パネル設置時の近隣への騒音の配慮
- 太陽光パネルの反射光に伴う近隣への影響に対する向き調整等の配慮

(2) 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組

- 太陽光発電による電力供給に伴う収益の一部の地域経済還元

第7章 計画の推進方策

7-1 計画の推進体制と進行管理

計画の基本目標の実現に向けた各主体による地球温暖化対策の取組を進め、二酸化炭素排出量の削減目標（第4章参照）を達成するために、以下の推進体制を整え、計画の着実な進行を図ります。

（1）庁内の推進体制

本計画で示した、市の基本目標や基本理念を実現していくための取組には、多くの部署が関係していることから、部署間の意見調整等をはじめ、組織横断的な体制を整備し、総合的かつ計画的に地球温暖化対策を推進していく必要があります。

そこで、庁内における合意形成等を図っていくための推進組織を設置するとともに、本計画の策定・推進にあたって環境審議会に諮問・報告し、施策を推進していきます。

① 市川市環境調整会議

上位計画である市川市環境基本計画を推進していくために、副市長を長とし、関係部長で構成する「市川市環境調整会議（以下、「調整会議」という。）」が設置されています。

本計画は、この計画の温暖化対策の分野における実行計画であることから、市川市環境基本計画と同様に調整会議を活用し、庁内の総合調整と対策の推進を図っていきます。

② 市川市地球温暖化対策推進会議

本計画の策定・改定や、施策の調整と進行管理を行うため、関係課で構成する「市川市地球温暖化対策推進会議」が設置されており、計画に掲げた施策を推進しています。

③ 市川市環境審議会

本計画の策定・改定や推進に際しては、各分野の様々な立場からの意見が必要となります。そこで、学識経験者や市民の代表者等から構成される「市川市環境審議会」に、計画の基本的事項や進捗状況などについて諮問・報告し、答申や意見を求めています。

(2) 市民、事業者等との協働体制

① 市川市地球温暖化対策推進協議会

地球温暖化対策を推進するための組織として、温対法第 40 条第 1 項に基づき、市川市地球温暖化対策推進協議会（以下、「協議会」という。）を設置しています。

この協議会は、市民、事業者、関係団体や市など、様々な主体が構成員となって、日常生活における温室効果ガスの排出抑制などに関して必要な措置について協議し、協働で具体的な対策に取り組んでいきます。

② 広域的な連携

計画の推進にあたり、市域を超えた広域的視点から検討が必要な課題については、国や千葉県、近隣自治体など、他の行政機関等と連携して取り組んでいきます。

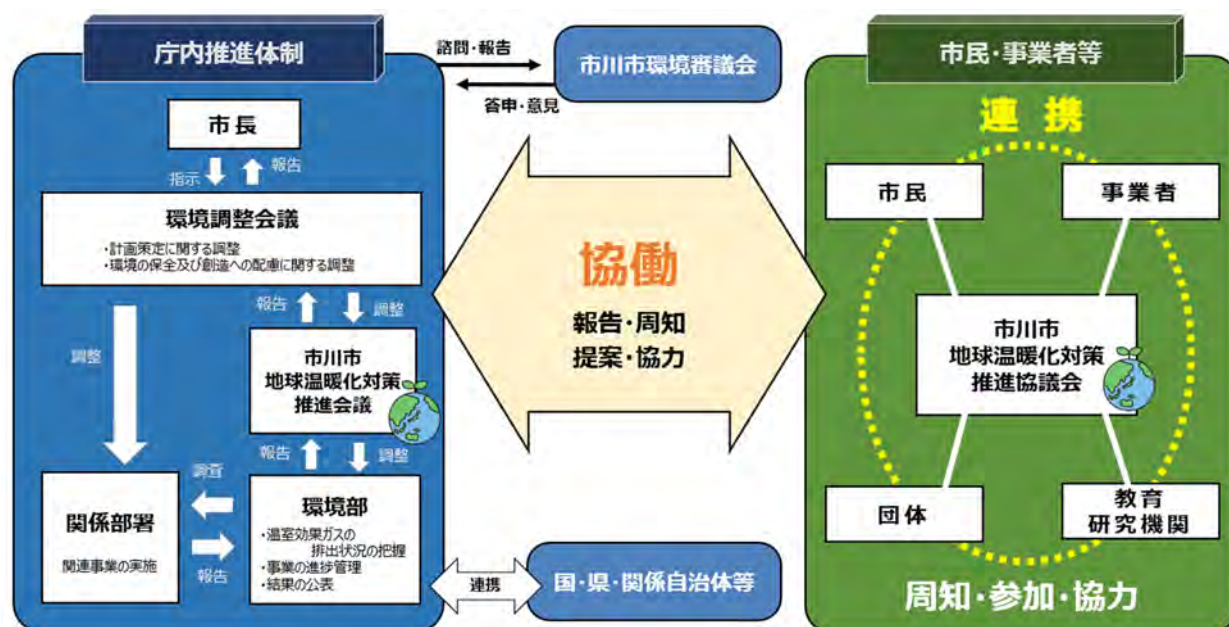


図 7-1 推進体制の相関図

7-2 計画の推進のための情報収集と提供

市及び協議会は、広報紙やホームページ、SNS 等の様々な媒体や、いちかわ環境フェア等市内で開催されるイベントの機会を活用し、地球温暖化防止や気候変動への適応に必要な情報を提供し、市民や事業者の取組の推進につなげていきます。



図 7-2 いちかわ環境フェアの様子

7-3 計画の推進

市民、事業者、関係団体との協働の下に、PDCAサイクルに基づいて、計画を着実に推進し、継続的に取組の改善を図ります。



図 7-2 計画の進行管理 (PDCA)

（１）計画の策定（Plan）

庁内の推進会議や協議会において、本計画を効果的に推進していくための施策や事業計画を立案し、目標を設定します。

（２）施策の展開（Do）

庁内関係課が連携し、市民・事業者・関係団体との協働の下に、施策や事業を実施します。

（３）点検・評価と見直し（Check／Action）

本計画を実効性があるものとするために、市域から排出される二酸化炭素排出量を毎年度把握し、重点施策を中心に各施策・対策の進捗状況について、点検・評価を行います。

この点検・評価の結果は、必要に応じて新たな取組や今後の計画の見直しに反映させます。

なお、点検・評価に際して、二酸化炭素排出量の算定は、統計データの制約から２年程度遡る必要があるため、「第５章；５－４施策の目標」で掲げた施策の「数値目標」を目安として評価します。

計画の見直しに際しては、環境審議会や協議会からの意見を反映するとともに、地球温暖化問題を取り巻く国内外の動向や対策技術の進歩なども考慮します。

表 7-1 計画の進行状況の把握

把握項目	概要
二酸化炭素の排出量 (総排出量及び部門別)	市域から排出される二酸化炭素排出量と部門別エネルギー消費原単位等の状況を、毎年度算出して把握します。
「施策の目標」の達成状況	毎年、各施策に対する数値目標を確認し進捗度を把握します。

（４）公表

市域からの二酸化炭素の排出量を毎年度公表します（排出量の算出に必要となる統計資料が全て揃うのが該当年度の約２年後となるため、公表も約２年後となります。）。

なお、公表には、市川市環境白書やホームページなどを活用します。